

注意

新學愛覽

新學愛覽
新學愛覽

新學愛覽

補 導 要 綱

「補導要綱の制定について（通達）」防大学第248号（昭和62年3月23日）

制 定 の 趣 旨

補導は、本校の教育訓練、規律ある団体生活及び学生の自発的に行う各般の活動を通じ、将来幹部自衛官として伸展しうる基盤を育成するものであり、本校教育使命の特質上、極めて重要な地位を占めるものである。

この要綱は、補導の準拠とすべき基本的事項を示し、首席指導教官等（首席指導教官、次席指導教官及び指導教官をいう。）、訓練を担当する教官及び教授等をはじめとする本校職員の指導理念を統一し、一貫性のある組織的な指導を実施して補導の成果を向上することを目的とする。

目 次

<u>項 目</u>	<u>頁</u>
1 補導の方針	I
2 補導の要目	I
(1) 個人の充実	
(2) 幹部自衛官意識の高揚	
(3) 幹部自衛官資質の基礎体得	
3 補導の責任	I
4 補導の体系	II
5 補導の要領	III
(1) 服務に関する指導	
(2) 教育課程における指導	
(3) 訓練課程等における指導	
(4) 進路指導	
6 校友会活動の指導	V
7 期生会の指導	V

1 補導の方針

広い視野を開き、豊かな人間性を培い、心身を鍛練するとともに、自主自律、積極敢為な気風を養い、国家及び社会の一員としてはもとより、将来幹部自衛官として職責を尽くしうる基本的な資質を育成するため、教育訓練、規律ある団体生活及び学生の自発的に行う活動を通じて、学生の自律的実践陶冶を重視しつつ、本校職員による一貫性のある組織的補導を行う。

2 補導の要目

(1) 個人の充実

ア 豊かな人間性、積極的で偏りのない立派な社会人としての人格を育成する。

イ 知性、主动性、信頼性、判断力、協調性及び道義的勇氣等の諸要素について調和のとれた個性を育成する。

(2) 幹部自衛官意識の高揚

我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命と幹部自衛官の職責を理解させ、将来自衛隊の中核たる幹部として国家に献身する情熱と気概を高揚する。

(3) 幹部自衛官資質の基礎体得

使命感、責任感、規律心、団結心及び実行力等の資質について理解させ、その基礎を体得させるとともに旺盛な体力、気力を錬成する。また、各自衛隊の間における協力の気風及びリーダーシップ・フォロアーシップを身につけるために必要な素地を与える。

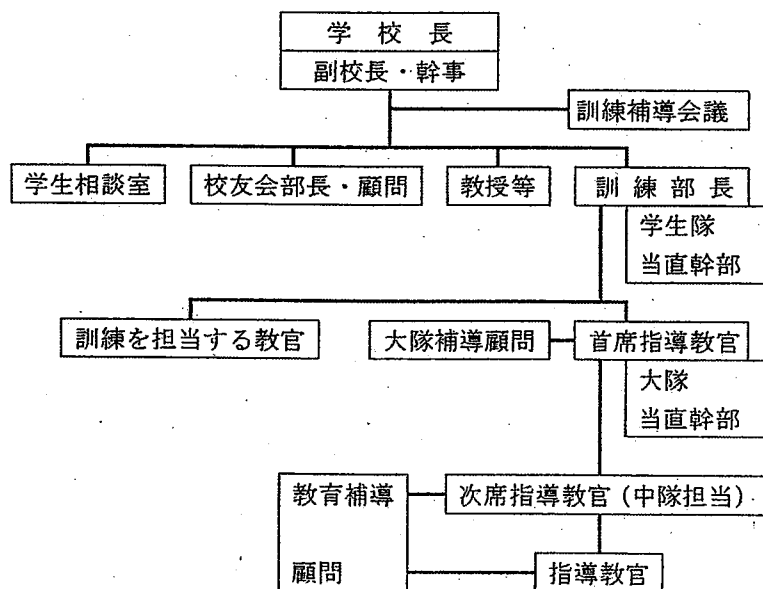
3 補導の責任

- (1) 首席指導教官等は、補導における中核的存在であり、直接の担当者として関係職員と密接に連携し、創意と情熱をもって補導にあたる。

- (2) 訓練を担当する教官は、訓練の場における訓練の実施はもとより、補導の実施にも努め、訓練と補導の一体化を図る。
- (3) 教授等は、教育課程における教育の実施はもとより学生の規律・躰についても指導に努めるとともに、学生の勉学及び処世上の問題等につき相談に応じ、その人間的成長を助ける。特に学生と最も密接に接触する立場にある卒業研究の担当教官は、首席指導教官等と連携して補導に当たる。
- (4) その他の職員は、積極的、かつ適時適切な管理支援及び環境の整備等を行い、学生を感化し補導に寄与する。

4 補導の体系

補導の体系は、下図のとおり。



5 補導の要領

(1) 服務に関する指導

- ア 首席指導教官等及び訓練を担当する教官は、学生個々の自律的サービス態度を確立させるとともに、「学生のサービス等に関する達」等に定められた学生の遵守すべき事項の実行について厳格に指導監督する。
- イ 首席指導教官等及び訓練を担当する教官は、学生隊が学生相互の理解を深め、融和団結を図り、学生の共同生活を円滑にし、併せて学生に部隊指揮等に関する基礎的能力を修得させることを目的として編成運営されるものであることを理解認識させる。また、学生が社会の一員として必要とされる人格はもとより、将来幹部自衛官として必要な規律心、責任感、団結心、躰、リーダーシップ・フォロアーシップ及び各要員間の協力気風等の諸要素をかん養するように指導する。
- ウ 前項の目的を達成するために必要最小限の長期勤務学生と週番学生を設ける。訓練部長及び首席指導教官等は、これらの勤務学生を指導監督し、指定及び指示した範囲で指揮及び業務処理に当たらせる。この際、長期勤務学生は、自律的サービスの中核として率先垂範し、週番学生は指導教官の指示を直接受け、日常の指揮及び業務処理に当たるよう指導する。
- エ 首席指導教官等及び訓練を担当する教官は、学生舎生活において規律ある団体生活のもと、ゆとりある雰囲気の中で修養及び自学研さんができ、かつ休養が確保できるように補導する。
- オ 首席指導教官等及び訓練を担当する教官は、上級生が下級生に対し、親愛の情をもって接し、率先垂範を旨とするよう指導する。
- カ 首席指導教官等及び訓練を担当する教官は、新入学生に対し、受け入れ態勢を周到にしてその心情を適切に把握し、愛情を持って接し、諸行動の目的及び意義を理解させ段階的に環境に馴致させる。

(2) **教育課程における指導**

教授等は、学問に対する憧憬と読書及び思索の習性を身につけさせるとともに、学生が自ら学びとる修学態度を助長するよう工夫する。また、常に教室における学生の様及び規律について指導する。

特に、防衛学の教育においては、防衛学の教育はもとより幹部自衛官意識の高揚及び幹部自衛官資質の育成にも意を用いて指導する。

(3) **訓練課程等における指導**

ア 自衛隊の必要とする基礎的訓練要領に併せ、旺盛な体力・気力を錬成するとともに、適切な精神徳目を選定し、訓練を通じてこれを体得する。

イ 部隊実習等を通じ、学生の要員区分に関する自衛隊の実態を体験的に理解させるとともに、他の自衛隊についても概括的に理解させ幹部自衛官意識を高揚する。

ウ 訓練課程「補導」においては、他の訓練課程等と連繋させ、共通補導と要員補導に区分して計画的に実施する。この際、学生に対し準備時間を与え自主的な意見による活発な研究討議が行われ相互啓発により目的が達成されるよう指導する。

エ 断郊競技及びカッター競技等の競技会を通じ、体力・気力の限界に挑戦させるとともにチームワークの重要性を認識させる。

(4) **進路指導**

進路指導は、補導の成果を左右する重要な事項であり、入校当初から卒業までの間において継続一貫した指導を組織的に実施する。

6 校友会活動の指導

校友会活動は、教育訓練等に支障のない範囲で、チームワーク、体力・気力及び教養の向上を図ることにあることに鑑み、関係職員は、学生の自主性を尊重しつつ適時適切な技術指導等の支援をはじめ同好の者間に培われる人間関係を重視し、補導の実をあげることに努める。

7 期生会の指導

期生会は、同期生が相互に生涯の友として融和団結し、切磋琢磨による資質の向上を図ることに鑑み、学生の自主性を尊重しつつ適時に期生会発足の動機付けを行い、期生会発足後は、将来の基盤確立のための指導を行う。

補 導 便 覧

防 衛 大 学 校
訓 練 部

目 次

第1章 防衛大学校概説

- 第1節 設立の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 沿 革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第3節 組 織・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 本科学生の教育訓練の目的及び方針

- 第1節 教育訓練の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第2節 教育訓練の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 補導の要旨

- 第1節 補導の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第2節 補導の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第3節 補導の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第4章 補導の体系

- 第1節 補導の系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 第2節 学生隊の編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 第3節 訓練補導会議の補導業務・・・・・・・・・・ 10
- 第4節 大隊補導顧問等の補導業務・・・・・・・・ 11
- 第5節 指導教官の補導業務・・・・・・・・・・ 13
- 第6節 学生課等における補導業務・・・・・・・・ 19
- 第7節 学生相談室・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 第8節 顕彰室・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第5章 各種補導の要領

- 第1節 学生の服務に関する指導・・・・・・・・・・ 25
- 第2節 訓練科目「補導」の教育・・・・・・・・・・ 32
- 第3節 個人指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 第4節 第1学年の補導・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第5節	進路指導について	50
第6節	修学の指導	58
第7節	校友会活動に関する指導	59
第8節	期生会育成指導要領	60
第9節	学生綱領	64

第6章 業務処理

第1節	補導関係年間業務予定表	65
第2節	指導記録	67
第3節	退校学生の処置	73
第4節	継続療養	81
第5節	懲戒処分	84
第6節	事故発生時の処置要領	86
第7節	停学を命ぜられた学生の取扱い	98
第8節	適正評定	101
第9節	「当該年時の服務が良好でない場合」に 該当する者の認定及び事務取扱い	112
第10節	教務成績不良学生の取扱い	117
第11節	入院中の学生に対する定期試験の受験手続き	117
第12節	進級会議	120
第13節	褒賞	121
第14節	防衛大学校本科学生の進路指導上における 要補導学生の取扱いに関する内規	124
第15節	親族死亡の特別休暇	126
第16節	特別休暇(学校長が特に必要と認めた場合)	128
第17節	海外渡航の取扱い	129
第18節	要員選考	135
第19節	学生隊編成作業	136
第20節	訓練科目「共通補導」の教授計画作成及び 実施報告	137
第21節	新年度編成関係及び新入生関係書類一覧表	140

第1章 防衛大学校概説

第1節 設立の目的

1 本科

将来幹部自衛官となるべきものを教育訓練する。

※本科設立にあたり考慮された基本的事項

- 1 大学設置基準に準拠する教育
- 2 陸・海・空の各要員となるべき者の統合教育

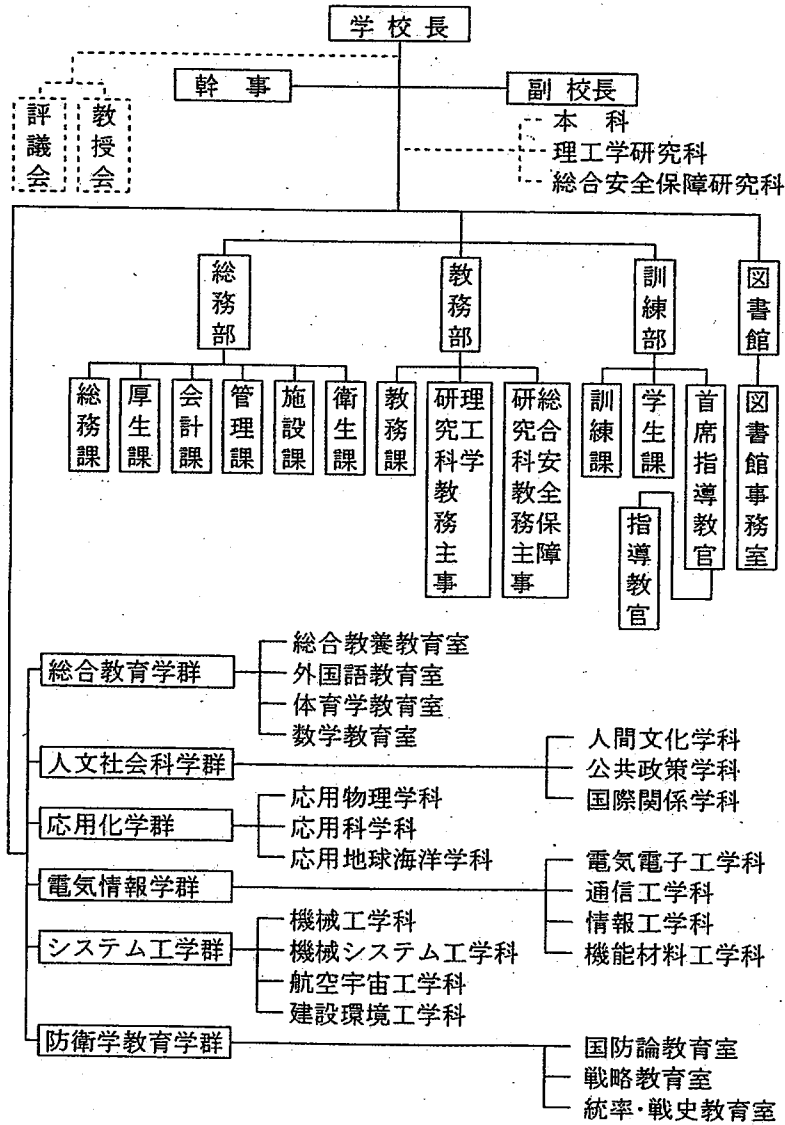
2 研究科

自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学に関する高度の理論及び応用についての知識並びに研究能力を修得させるための教育訓練をする。

第2節 沿革

年月	沿革事項
昭和27年8月	保安庁の附属機関として、保安大学校を設置
28年4月	横須賀市久里浜の仮校舎で開校（陸上・海上要員）
29年7月	校名を防衛大学校に改名
30年4月	横須賀市小原台の新校舎に移転（標高85m） 航空要員を追加（敷地：約70万㎡）
37年4月	理工学研究科を開設（第1期19人）
49年4月	本科人文・社会専攻課程を増設
59年7月	防衛庁の附属機関から施設等機関に組織改編
平成元年4月	本科教育課程の専門区分を改正 （理工学専攻14学科、人文社会科学専攻2学科）
2年4月	外国人留学生に対する日本語教育を開始
4年3月	本科卒業生に学位授与開始
4年4月	本科に推薦制度及び女子の受入れを開始
9年4月	総合安全保障研究科開設
12年4月	学群学科制改編
13年4月	本科教育課程の専門区分を改正 （理工学専攻11学科、人文社会専攻3学科）

第3節 組織



第2章 本科学士の教育訓練の目的及び方針

第1節 教育訓練の目的

教育訓練は、学生に将来自衛隊の幹部自衛官として必要な識見及び能力を与え、かつ伸展性ある資質を育成することを目的とする。

第2節 教育訓練の方針

教育訓練は、次の各号に掲げる方針に基づき、特に広い視野を開き、科学的な思考力を養い、豊かな人間性をつちかうことに留意して、その効果を総合発揮するよう計画実施しなければならない。

- 1 教育訓練、規律ある団体生活及び学生の自発的に行う各般の活動において心身をきたえ徳操をみがき、人格の陶やに努めるとともに、自主自律、積極敢為の気風を養い、国家及び社会の一員としてはもとより、幹部自衛官としてその職責を尽くし得る性格を育成する。
- 2 教育課程においては、大学設置基準に準拠して、一般教育、理工学又は人文・社会科学及び防衛学に関する学理及びその応用を授け、幹部自衛官として必要な基礎となる学力及び技能を育成する。
- 3 訓練課程においては、自衛隊の必要とする基礎的な訓練要項について錬成し、幹部自衛官としての職責を理解して、これに適應する資質及び技能を育成する。
- 4 学生全員の参加する体育活動及び各種の運動競技を奨励し、訓練とともに強健な体力とおうせいな気力を育成する。
- 5 あらゆる機会において、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の幹部自衛官となるべき者の間に、理解協力の気風を育成する。

根拠：防衛大学校規則（防衛庁訓令第81号36.12.22）

第3章 補導の要旨

第1節 補導の意義

補導とは、学生隊生活、教育訓練及びその他諸般の学生の行動において、学生をして国家社会の一員としてはもとより、幹部自衛官としての職責を理解してこれに適応する基本的な資質を修得させるための指導をいう。

一般に補導とは、学生がその学習生活を通じて個人的な資質と能力とに応じて全体的な人間形成に努め、将来社会の一員としてその能力を完全に発揮することができるように指導することであり、生活指導は、当然その中に含まれるべきものである。

本校は、将来幹部自衛官となる者を教育する特殊使命を有するに鑑み、本校の補導は上記の補導一般概念のほか幹部自衛官に適応する基本的な資質の養成を目標としなければならない。

従ってこの指導の対象となる資質には、心構え、性格、徳操、しつけ、慣習及び挙措容儀等形而上下のきわめて広範な要素を包含するものである。

第2節 補導の方針

教育訓練、規律ある団体生活及び学生の自発的に行う各般の活動において心身を鍛え、徳操をみがき、人格の陶やに努めるとともに、自主自律、積極敢為の気風をかん養して、国家社会の一員として活動するための資質を習得されるとともに、幹部自衛官特性の基本的なものにつき理解体得させ、もって将来幹部自衛官として伸展するための基盤を育成する。

第3節 補導の目標

広い視野と豊かな人間性をもち、道義をわきまえ、積極的にかたよりのない立派な性格徳操を具備するとともに、幹部自衛官の職務の特質を理解し、これに適応する基礎的資質を体得した伸展性のある人間

を育成することを目標とする。

一般性格徳操は中学校、高等学校等の道徳教育の拡充と考えられるので現代青年の陥り易い一般的傾向につき認識を与えて、意識的に学生生活における実践陶やを行わせ、これに首席指導教官等が適切な指導を加えればよいが自衛官特性の陶や従来の高等学校等の教育とは異なった比較的きびしい生活環境において育成されるので入校当初の教育においてよくその必要性を理解させるための解説を行って環境教育に入らしめ、これに親切的な指導を与えて向上させることが必要である。また、一般性格徳操と自衛官徳性とはその性格、要目あるいは徳目の基本的事項は同じであって、ただ自衛官徳性と称するものは幹部自衛官の職務の特質から強くきびしく要求されるものであるから、訓話、あるいはガイダンスの議題としてある徳目等を取りあげる場合においては、まず一般社会人としてあるべき姿を教え、次に幹部自衛官の使命の特質にかえりみて、幹部自衛官としてあるべき姿に言及することが有効である。補導の目的達成のためには広範な補導項目があり、それらを適切な時機に有機的に活用することが大切であるが、大きく分類すれば次の三項にまとめられよう。

1 個人の充実

個人の充実は将来幹部自衛官として発展するための必須の条件であって、本校が幹部自衛官育成の最も基盤となる広い一般的な教育を担当している点から見ても個人の充実は本校在校間に一応完成されなければならない。個人の充実は高等学校等の道徳教育等に連携した教育であり、また学生は一応各自の個性を承知しているはずであるが、更に向上を図るための首席指導教官等は学生の日常の行動に表現される個性を適切に評価し、これに基づく自己陶やの助言を行うことが肝要である。個人の充実のために必要な主要な要素とその概念をあげれば次のとおりである。

(1) 知性

日常の行動に現れる知能の鋭敏度をいい、思考力、理解力、理性的行動等の度合いにより観察する。

(2) **主導性（自発心）**

建設的な創意と責任をもって自らことを処理する能力をいい、問題に直面した場合自主的に進んでこれに当たり適切に処置ができる度合いにより観察する。

(3) **信頼性**

人間としての信頼度をいい、責任感、誠実感、信義、礼儀等を総合して観察する。

(4) **判断力**

重要な要素や価値を判別し、正しい決定をなしうる能力をいい、日常の諸行動により観察する。

(5) **協調性**

個人の欲求、目的と他人のそれとを巧みに融和していく能力をいい、同僚等との共同作業、団体活動等の際に観察する。

(6) **道義的勇氣**

いかなる場合にも良心に従って発言行動し、卑屈な行動をとらぬことをいい、正しいと信ずることをやりとおす度合いにより観察する。

2 幹部自衛官意識の高揚

幹部自衛官意識は、本校学生の筋金ともいべきものであるから入校後なるべく早期にこれを概成し、じ後組織的な教育により第2学年末までには理論的基盤を有する確固たるものとし、更に第3、第4学年においてこれを充実し、不動の信念をもって卒業させることが必要である。これがため入校訓練において、国防、自衛隊及び幹部自衛官の職責等に関する概念を与えるとともに、環境教育、訓練の実施により一応の概成教育を行い、じ後第2学年末までに国防、軍事及び自衛隊に関する知識教育（防衛学）を系統的に行い、かつ、これと連携して共通補導により理解自覚を高め、一方日常の訓練及び学生隊生活における実践面の補導と教育課程教官の幹部自衛官意識の鼓吹により心がまえを堅確にするように努めることが肝要である。

3 幹部自衛官資質の基礎体得

非常緊急の際、部下隊員を率いて戦闘にあたり、生命の危険と戦機（時間）の制約のもと一糸乱れない集団行動により敵を制することを主な任務とし、平時はこれを目標として訓練に専念する幹部自衛官の職責から見ると同じ性格要目、徳目においてもきわめて強くかつ厳しく要求されるものがあるゆえんを深刻に理解させ、かつ、その基本的なものについて体得させることが必要である。

最も根本的な規律については第1学年において徹底させ、リーダーシップは当初は主として受身の立場を理解させ、高学年になり学生隊あるいは校友会活動における地位が高まるに従い、指揮者としてのリーダーシップを体得させる。従って、高学年においては下級生を指揮指導する機会をなるべく多く設けることが肝要である。

その他責任感、団結、実行力及び挙措容儀等の幹部自衛官資質の実践陶や学生隊生活及び訓練課程の実施の際、最も注意して指導しなければならない。

第4章 補導の体系

学生の補導は各種の教育訓練、学生隊生活を主とし校友会活動その他学生が自発的に行う諸活動及び日常生活を通じて得られるものであるから、学生の補導を主務とする首席指導教官等が補導の基本的責任を有することはもとより、訓練教官、教室教官及び校友会各部の指導職員等がそれぞれの担当分野において学生補導の責任を有し、その他の学校職員もすべての形而上下にわたる学校の教育環境を浄化整備して、学生の補導を推進する責任がある。

したがって、学校全職員が幹部自衛官教育意識を堅持し、統一した指導理念のもと、相互の連携を密にしてしかもこれらを組織的に行うことにより、学生の補導を推進することが補導成果向上のため最も肝要である。

現在学校で行われている補導の系統及び各分野における補導業務は次のとおりである。

第1節 補導の系統

補導要綱を参照

第2節 学生隊の編成

1 学生隊の目的

学生隊は学生相互の理解を深め、融和団結を図り、学生の共同生活を円滑にし、あわせて学生に部隊指揮及び業務処理の基礎的能力を修得させることを目的とする。

2 編成上考慮されている基本的事項

- (1) 将来陸・海・空各自衛隊の幹部となる学生相互の間に融和団結の基盤を確立すること。
- (2) 上級生による下級生指導の態勢を保持すること。
- (3) 学生自体による自律的服従態度を推進すること。
- (4) 指揮する者、指揮される者の立場を実際に経験しリーダーシップの基礎を体得すること。

3 編成上の前提

- (1) 同一大隊内で教務班・訓練班を編成しうること。
(ただし2学年以上の語学班・3学年以上の選択を除く)
- (2) 教務(訓練)班の人員は1個班33名を基準とし第1学年は16個班、第2～4学年を14個班とすること。
- (3) 各大隊とも訓練班は陸上2個班、海・空各1個班とする(1学年を除く)。
- (4) 各大隊要員完全混合

4 大隊編成要領

- (1) 性別、受験区分及び成績を考慮し編成する。
- (2) 新2学年進級時、教務班の人数、要員別、女子学生の人数を考慮し再編成する。以後、大隊固定となる。
- (3) 各大隊の収容能力差は第1学年数で調整する。

5 室の編成

学生舎は学生が在学期間の大半を過ごす場所であり特に室は勉学にいそしみ思索を練り人格を磨きかつ休養し学生生活を楽しまつつ相互理解に役立たせる所である。言いかえれば真剣な勉学修養の道場であるとともに家郷を遠く離れた学生にとっては家庭的雰囲気にあふれた休養の場でもある。従って室内には他律、自律の両面からする厳正な規律があると同時に春風駘蕩とした気風が必要である。

室の編成はこれらの趣旨に照らし

- (1) 同期生の相互の切磋琢磨及び融和団結
- (2) 勉学効率の増進
- (3) 休養、憩いの場等を考慮し、編成されている。

根拠 防衛大学校規則(防衛庁訓令第81号36.12.22)
学生隊の編成に関する達(防大達第1号54.2.10)
学生隊の編成の一部試行について(防大学第199号56.3.12)

第3節 訓練補導会議の補導業務

防衛大学校本科学生の補導実施に関する必要な事項を定めることを目的として、訓練補導会議が設置されている。

1 設置の目的

防衛大学校における訓練、学生舎生活及び個別補導を要する学生の補導の実施に関する重要事項について審議する。

2 構成及び任免

会議は次の者で構成する。

(1) 議長

学校長

(2) 副議長

幹事

(3) 委員(22名)

ア 副校長、総務部長、教務部長、訓練部長、総務課長、衛生課長、教務課長、訓練課長、学生課長及び各首席指導教官

イ 各学群長が学群代表として推薦し、学校長が指名する教授6名

ウ 学校長が指名する心理学担当教官1名、体育学担当教授1名及び女性教官1名

3 会議の開催

毎月第3火曜日(その日が休日の場合又は評議会が行われる場合は、第4火曜日)に開催するほか必要に応じ、そのつど議長が召集する。

4 庶務

会議の庶務は、学生課において行う。

根拠 防衛大学校の訓練補導会議に関する達(防大達11号12.5.18)

第4節 大隊補導顧問等の補導業務

1 大隊補導顧問

各大隊に、それぞれ3名の大隊補導顧問を置き、次の各号に掲げる事項について首席指導教官の顧問として協力するものとする。

- (1) 所掌大隊学生に対する一般的補導に関する事。
- (2) 重点的に指導する必要があると認められる学生に対する特別指導に関する事。
- (3) 補導に必要な資料の交換、会議の開催等を行う場合の首席指導教官等と教授等との連絡・調整に関する事。

2 教育補導顧問

- (1) 各教務班及び卒業研究科目グループに、教育補導顧問を置き、その設置の基準及び構成員は、次の各号に掲げる学年に対応して、当該各号に定めるところによる。

ア. 1学年学生5～10名に対し1名置くこととし、教授、助教授、講師、助手（以下、教授等という。）をもって充てる。

イ. 2、3学年各教務班に、それぞれ1名置くこととし、教授等をもって充てる。

ウ. 4学年各卒業研究科目グループに、それぞれ置くこととし卒業研究担当の教授等をもって充てる。

- (2) 教育補導顧問は、次の各号に掲げる事項について学生に助言及び指導を行うとともに、担当指導教官と協力するものとする。

ア. 学習要領全般に関する事。

イ. 専攻学科及び選択科目の選定並びに卒業研究に関する事。

ウ. 進路及び服務に関する事。

3 教室教官

教授等は、特に教室における学生の規律、しつけに対して指導を実施するとともに、学生の勉学及び処世上の問題等につき相談に応じ、その人間的成長を助ける。

4 校友会各部部長及び顧問

校友会各部の部長及び顧問は、部所属の学生の部活動及びそれに
関連する学生の状態を観察し指導を行う。

根拠 大隊補導顧問及び教育補導顧問について（防大学第270号5.3.2
4）

第5節 指導教官の補導業務

1 指導教官の任務

(1) 首席指導教官

- ア. 訓練部長の命を受け、当該大隊担当の次席指導教官及び指導教官の業務を総括する。
- イ. 訓練部長の命を受け、学生の訓練並びに担当大隊に属する学生の補導及び生活指導に従事し、担当大隊学生長の服務を指導監督する。

(2) 次席指導教官

- ア. 次席指導教官のうち4人は、訓練部長の命を受け、学生の訓練に従事し、首席指導教官を補佐するとともに、首席指導教官の命を受け、担当大隊に属する学生の補導及び生活指導等に従事する。
- イ. 次席指導教官のうち16人は、訓練部長の命を受け、学生訓練に従事するとともに、首席指導教官の命を受け、担当中隊に属する学生の補導及び生活指導に従事し、担当中隊学生長の服務を指導監督する。

(3) 指導教官

- 訓練部長の命を受け、学生の訓練に従事するとともに、次席指導教官の命を受け、担当小隊に属する学生の補導及び生活指導に従事し、担当小隊学生長の服務を指導監督する。

2 学生に対する責任、権限

組織上からみれば学生は学生隊に属して学校長に直結し、指導教官は訓練部長の指揮下にあるので両者の間に部隊編成にあるような指揮の関係はなく指導者及び監督者の立場におかれている。

学生の入校時の素質、錬度と卒業時において期待されるものとの落差が大きいため積極的に指導、監督する必要がある、またその権限は大巾に各級指導教官に対し学校長から順序を経て、委譲されていると考えて良い。例えば教育方針の徹底のためには命令的に動かして差し支えないし、又異常の事態に際しては首席指導教官等は学

生を指導する必要がある。したがって懇切親身の助言、示唆、教導等を行う反面、監督者としての峻厳なる一面では毅然たる態度をもって学生に接する必要がある。

3 補導に関する指導教官の心構え（地位）

補導は学校の全職員が責任を持ってあたるべきものであり挙校一致して統一理念のもとに推進されるべき重要な事項であるが、首席指導教官等は、その基本的任務からしてその中核的存在であり、かつ直接の担当者である。しかしながら首席指導教官等が学生に接する時間は物理的に極めて制約されている、また1～4学年にわたる指導を必要とする等、その実行面においては、きわめて困難を伴っているが創意工夫と情熱とをもって効果的な指導の実行に努力することが必要である。これなくしては指導教官の存在意義はない。

4 首席指導教官等の主要業務

・補導に関する一般任務

首席指導教官	次席指導教官（中隊）	指導教官
首席指導教官は訓練部長の命を受け、次席指導教官以下を指揮して当該大隊に所属する学生の補導に任ずる。	次席指導教官は首席指導教官の命を受け、指導教官を指揮して当該中隊に所属する学生の補導に任ずる。	指導教官は次席指導教官の命を受け、当該小隊に所属する学生の補導に任ずる。
	首席指導教官が行う当該大隊に所属する学生の補導に関する補佐に任じ、かつこれに伴う特令・指示事項を処理する。	
	学生隊（大隊）当直幹部として、勤務時間外において大隊週番を指導監督するとともに学生を補導する。	
	大隊各係幹部として、関係勤務学生、必要に応じ大隊所属学生を関係業務に関し補導する。	

期担当指導教官として期生会の活動を指導するほか期学生の補導を補助する。	期担当付指導教官として、期担当指導教官を補佐し、期学生の補導を補助する。
訓練教官として、被教育者たる学生を補導する。	
校友会各部等の部長又は顧問として、所属の学生を補導する。	
所属に関係なく学生にふさわしくない行為に対しては直ちに矯正指導する。	

・担当業務(全般)

首席指導教官	次席指導教官(中隊)	指導教官
指導記録を点検し、特異学生を抽出する。	指導記録を点検し、かつ所属学生を面接して記録を補備する。	1 所属学生に面接しその身上特に家庭の状況・交友、読書・趣味及び性格特徴を把握し、指導記録簿に記載整理する。 2 常時学生を観察し補導上必要な事項を指導記録簿に整理する。
適正評定一覧表を訓練部長に提出する。	適正評定実施要領に基づき中隊評定を実施する。	適正評定実施要領に基づき小隊評定を実施する。
大隊の特異学生につき個人面接指導を行う。	中隊の特異学生を重点とし、広く個人指導を行う。	指導記録及び適正評定に基づき、各学生に対する指導方針を定め、特に特異学生を重点として面接指導を行う。

・担当業務(個人指導)

首席指導教官	次席指導教官(中隊)	指導教官
大隊勤務学生の服務に関し、直接指導する。	中隊勤務学生の服務に関し、直接指導する。	小隊勤務学生の服務に関し、直接指導する。
	当直幹部として特に週番学生及び勤務学生を指導する。	

・担当業務(教官等との連絡)

首席指導教官	次席指導教官(中隊)	指導教官
大隊補導顧問、教育補導顧問との連絡懇談会を開催する。	1. 教育補導顧問等から各学年指導上の資料を収集する。 2. 連絡懇談会に出席し個人指導上の資料を得る。	
教室教官等との連絡につとめ、学生の補導に関する教室教官等の援助を依頼する。		

・担当業務(訓話説示)

首席指導教官	次席指導教官(中隊)	指導教官
1. 所属大隊学生に対し、所要の訓話、説示を行う。 2. 期担当指導教官として、期学生に訓話、説示を行う。	1. 所属中(小)隊学生に対し、所要の訓話、説示を行う。 2. 当直幹部、係幹部として関係学生に訓話、説示を行う。	
訓話教官として関係学生に訓話、説示を行う。		

・担当業務(共通補導)

首席指導教官	次席指導教官(中隊)	指導教官
共通補導の実施を指導し、大隊を総合した実施成果報告を提出する。	共通補導担当教官として指導する。	1. 共通補導に出席して学生の個性を把握する。 2. 訓練教官として要員補導を指導する。

・担当業務(服務指導)

首席指導教官	次席指導教官(中隊)	指導教官
所属大隊の服務全般について指導監督し、特別外出、外出時間延長及び異装に関する許可を行う。	中隊の服務全般について指導監督し、物品の持ち出しに関する許可を行う。	所属学生の規律、起居容疑、休暇、外出、服装、寝その他服務生活に関係ある事項を直接指導する。

・担当業務(健康管理)

首席指導教官	次席指導教官(中隊)	指導教官
1. 大隊学生の健康状況を把握し、医官と連絡して、健康管理上の処置を講ずる。 2. 入室、入院、帰療学生の士気を鼓舞する。	1. 健康診断、身体検査に立会って学生の身体状況を把握する。 2. 毎日受診患者の状況を把握する。 3. 入院、入室学生を見舞い、所要の指導を行う。 4. 帰療学生を激励する。	

・担当業務(物品管理)

首席指導教官	次席指導教官(中隊)	指導教官
1. 大隊点検計画の作成及び実施 2. 成果の指導	中隊全般の監督指導を行う。	1 物品の保存、手入れに関する指導及び点検 2 亡失損傷届の受理
	係幹部として関係物品の保存手入れに関し指導する。	

・担当業務(人事(懲戒)に関する事務処理)

首席指導教官	次席指導教官(中隊)	指導教官
諸願、届、報告、書類の審査及び所要の指導	1. 諸願、届の受理審査 2. 指導記録の記載 3. 身上調書の作成 4. 幹候校申し送り書類の作成 5. 長官報告書類の作成 6. 特異学生調査書の作成 7. 身体障害調査書の作成 8. 関係文書の整理保管 9. その他命ぜられた書類の作成	
1. 規律違反者の上申 2. 首席指導教官注意の実施	規律違反者の調査指導	

根拠 訓練部指導教官等の服務に関する達(防大達第9号36.7.17)

第6節 学生課等における補導業務

1 学生課

学生課における補導業務の分掌は次のとおり。

(1) 学生課長

学生課長は訓練部長の命を受け、学生の補導全般に関する企画調整に任ずるとともに、首席指導教官以下の補導実施を指導調整する。

(2) 学生課長補佐

学生課長補佐は次の業務を行う。

- ア. 課長業務の補佐並びに課務の全般調整に関すること。
- イ. 業務計画の作成及び予算の総括に関すること。
- ウ. 課務に関する渉外及び広報に関すること。

(3) 補導係長

補導係長は次の業務を行う。

- ア. 学生の補導計画の立案に関すること。
- イ. 補導に必要な研究に関すること。
- ウ. 補導の実施に関し、関係指導教官、各部課等との調整に関すること。
- エ. 補導関係予算に関すること。

(4) 補導係幹部A

ア. 補導係幹部Aは次の業務を行う。

- イ. 訓練課目「共通補導」の計画、実施に関すること
- ウ. 補導関係法規類集及び補導計画の研究に関すること。
- エ. 補導に関する教育、講習等（合同朝礼を含む）の計画実施に関すること。
- オ. 学生の服務に関する諸規定の研究に関すること。
- カ. 訓練補導会議に関すること。
- キ. 補導関係図書を購入保管及び関係資料の収集保管に関すること。

(5) 補導係幹部B

補導係幹部Bは次の業務を行う。

- ア. 学生隊の編成に関する事。
- イ. 適性評定に関する事。
- ウ. 表彰、懲戒、退校及び事故等に関する事。
- エ. 勤務学生の命免に関する事。
- オ. 要員選考に関する事。
- カ. 補導季報に関する事。

(6) 課外活動係

課外活動係は次の業務を行う。

- ア. 校友会活動の計画及び実施の全般調整に関する事。
- イ. 校友会活動に関する承認及び許可手続きに関する事。
- ウ. 校友会活動について、他の課係との調整に関する事。
- エ. 校友会活動の渉外事項の処理に関する事。
- オ. 校友会会計業務全般の指導に関する事。
- カ. 校友会参事会及び部長会の庶務に関する事。
- キ. 校友会参事及び各部等の長・顧問の委嘱手続きに関する事。
- ク. 校友会施設の管理に関する事。
- ケ. 校友会活動に関する記録及び資料の保管に関する事。
- コ. 同窓会支援業務と校友会業務との調整に関する事。

(7) 学生係長

学生係長は次の業務を行う。

- ア. 係業務の総括に関する事。
- イ. 物品共用官業務及び大隊共用官業務の調整に関する事。
- ウ. 課予算に関する事。
- エ. 業務計画の資料の作成に関する事。
- オ. 関係規定類の整備保管に関する事。
- カ. 学生の諸行事に伴う渉外及び給養、入浴、配車等について関係課係との調整に関する事。
- キ. 学生隊の福祉厚生、学生に関する施設、備品の調整に関する事。
- ク. 学生に関する被服、施設の維持、改善及び補給についての調整に関する事。

(8) 学生係曹

学生係曹は次の業務を行う。

- ア. 学生の休暇、外出、その他諸申請の事務処理に関する事。
- イ. 学生の転出入、住民登録及び選挙に関する事。
- ウ. 学生の学割等に関する事。
- エ. 学生に関する備品、消耗品等の維持改善及び補給についての調整に関する事。

2 訓練課

訓練課長は訓練部長の命を受け学生課長と連携し、訓練課程における補導、特に幹部自衛官特性の実践陶やに関し企画するとともに、訓練教官がこれの実施を指導調整する。

第7節 学生相談室

1 設置の経緯

一般に、大学時代は人生の意義を探求する時期であり、精神的に大きく飛躍する時期でもあって、人生上の問題や思想上の問題に懐疑を持ったり、社会的不安や心理的動揺が日常生活にのしかかってくることが多い。

特に防大生の場合是一般大学と異なり、学生舎生活をしており、一般大学の学生よりも拘束されている。特に低学年の場合は比較的自由な生活から集団的規則的な生活への急激な環境変化により心理的ストレスを持ち易い状況にあるといえる。また防大生全員が国防の重要性、自衛隊に対する認識を十分持って入校しているとは限らない点を考慮する必要もある。

指導教官は、訓練教官を兼務しており、また適正評定等の評定者であるといったことから、一部の学生を除き相談相手としては敬遠されるという面もある。

心に悩みを持ったり、不平不満を胸に秘めて行動する学生の精神衛生に留意し、個人的な生活について話し合える機会を与える何らかの機関を設ける必要がある。

上記のような理由により補導体制改善委員会で審議の結果43年5月31日学生相談室設置に関する答申がだされ43年12月16日から実施に移され今日に至っている。

2 学生相談室の概要

(1) 目的

自己の悩みは自分で解決することも大切であるが、経験豊かな先輩や専門家に相談しよりよい解決により早く到達する道もある。学生相談室は学生の内面的な悩みの解決に適切な助言を与えることを目的として設立されたものである。

(2) 細部は学生必携参照

根拠 学生相談の実施について (校長発総第50号43.12.11)

第8節 顕彰室

1 開設の経緯

防大整備5カ年計画推進のために設置された委員会の一つである補導体制改善委員会の検討項目に、学校記念館の新設があげられその設立の気運が高まったため、その第1段階として本校卒業の殉職隊員の遺品等の散逸を防ぐため収集の必要があるということから昭和44年初頭からその収集が開始され9月末に一応完了した。

一方旧図書館の増築完了にともない、その一室を利用して遺品等を展示することになり、昭和44年11月1日旧図書館3階に顕彰室を開設した。平成16年度資料館2階に移動。

2 記念館設立の目的

防衛大学校本科卒業生で自衛隊員として殉職した者並びに防衛大学校本科学生、理工学研究科学生で殉職した者及び防衛大学校本科学生で学校長が殉職に準ずると認めた者の遺影、遺品等を展示して、その遺徳を顕彰し、学生の補導の資とする。

3 事務等の担当

遺品等の収集、展示その他顕彰室に関する事務は、学生課において行うものとする。理工学研究科学生の遺品等の収集については、教務課が協力する。

根拠 顕彰室の管理等について（校長発総第14号46.2.23）

第5章 各種補導の要領

人はその置かれた環境、雰囲気により、おのずと感化を受け、各個人に内在する成長力により、その環境に適応する性格、徳操、慣習等が育成されるものであるが、更にこれを推進強化するために環境教育の間に各人の個性に応ずる指導、全般を対象とする知的基盤の付与と理解自覚促進の手段がとられ、また特別の事項を実地に修練するために特別の機会と手段を設けるものであり、これらが合成累積されて補導の成果が得られるのである。本校の学生についてみれば、学校全般の形而上下の教育環境及び自衛隊類似の生活行動様式をもつ学生隊生活、特に上級生の持つ伝統ある雰囲気と模範が環境的陶冶の場であり、この場における4年間の自己陶冶の間に連続的に各人の個性に応ずる弱点補正、長所伸展の個人指導が指導教官等により行われる一方、学科、訓話及び講話等により各種の一般教養及び国防、軍事に関する基本的知識を与えて、民主主義国家社会の一員たる教養、道義及び幹部自衛官の職務の特質を把握させ、更に共通補導（討議研究）等により各自の理解と自覚を高めて自己陶冶の意欲を推進し、また自衛官特性実地修練の特別の場として訓練課程が設けられているのである。また、教育訓練及び学生隊生活とともに本校教育の重要な一環として校友会活動がある。校友会は学生全員によって組織され、学生隊とともに本校の生活の中心をなすものであるから、学生に対する指導も両者相まって適切に行われてこそ始めてその成果をあげることができる。

第1節 学生の服務に関する指導

1 全般事項

- (1) 指導教官は学生の服務を指導するにあたり学校の教育方針、学生隊の目的精神に基づき学生の自律的サービス態度を確立するとともに「学生の服務等に関する達」等に定められた学生の遵守すべき事項の実行については十分な指導監督が必要である。
- (2) 学生隊は、学生を自衛隊の部隊と類似の生活環境におくことにより、規律ある団体生活に慣れ、学生相互の理解と融和団結を図り、共同生活を円滑にし、あわせて学生に部隊指揮及び業務処理の基礎能力を修得させることを目的とするものであり、この間において社会の一員として必要な性格はもとより、将来幹部自衛官として必要な基本的な特質すなわち規律、服従、責任感、団結、実行力、リーダーシップ及び挙措容儀等の諸要素をかん養するものである。

学生隊の指導上留意すべき事項

1 学生隊の編成上考慮されている基本的事項

- (1) 将来陸海空各自衛隊の中堅幹部となる学生相互の間に、融和団結の基盤を確立すること。
- (2) 上級生による下級生指導の体制を保持すること。
- (3) 学生自体による自律的サービス態度を推進すること。
- (4) 指揮する者、指揮される者の立場を実際に経験し、リーダーシップの基礎を体得させること。
- (5) 同期生相互の切磋琢磨及び融和団結

上記の趣旨に従って各大、中、小隊は、要員、教務班及び訓練班の混合編成をとることと、中隊編成については学年別編成を56年度から試行している。この編成は一面から観察すれば、首席指導教官等の所属学生との接触時間が少ないことに補導上の困難を包蔵しているのである。ここに首席指導教官等として指導上留意すべきことは、上記の編成上の主たるねらいを最大限に具現するとともにつとめて所属学生との接触を密ならしめ

るよう工夫努力することであって、これはきわめて困難なことであるがこれなくして補導の目的は達成しえないのである。

2 学生隊、大隊、中隊及び小隊には、それぞれ学生長を設けているが、これは学生自体による自律的サービス態度を確立しかつ指揮統率の基礎的要領を体験修得させるための教育上の手段であって、部隊における大隊長及び中隊長等の指揮系統とは本質的に異なるものである。その主要な点は、部隊の指揮官は当該部隊の行政管理上の全責任を有するに對し、学生長等においてはこれがないことであって、換言すれば学生長の指揮は「学生のサービス等に関する達」にも明示してあるとおり指導教官の監督指導のもとに行うきわめて限定された指揮であることである。学生隊における行政管理の基礎単位は大隊であって、人事、厚生、装備、施設及び補給等の行政事務は大隊ごとに処理させるものであり、これらの端末における事務は学生の業務演練を兼ねて行わしめるものであるが、その全般の責任は首席指導教官がとり、各業務については首席指導教官の指名する各係幹部が首席指導教官に對しその責任を負うべきものである。従って指揮責任の見地より観察すれば学生長、幕僚及び係学生等の勤務は、表面上部隊の指揮官幕僚及び係等に該当するものと見えるが実質的には首席指導教官以下の各指導教官が負っているものである。

(3) 学生の自律的サービスとは学生の自治ではなく『学生が自ら積極的に法規を遵守し学生の本分とする学業に励み修養研さんに努めること』である。また、『学生長を主体とする上級生の指導力及び学生相互の向上心により、学生隊及び各隊の雰囲気及び気風を善導してその方向に向かわせ、学生全部が積極的に法規を遵守し、任務にまい進するに至らしめるようにすること』が肝要である。このことは将来命令及び法規の枠内において、自己の任務を完全に遂行すべき自衛官としての本質的なサービスのあり方すなわち自衛官的自律の基礎を修練させるため重要なことである。したがって首席指導教官等は自ら学生の個人指導を行うことはもとより必要であるが、特に第4学年の指導を重視し学生長、室長、週番を通

じて指導する等学生の自主性を害うことのないように心掛けることも必要である。このことは個人主導が主として性格（適性）、身上、健康、悩み等を中心とする個人的事項であるのに対し学生の全体的服務態度、意欲等を中心としたものについては特に自律的気風の養成が必要であり両者相まつの指導を必要とする所以である。

- (4) 上級生の下級生指導の基本は、率先垂範であり、指導力の不足を、体罰、集团的威圧等の暴力行為をもって行うことのないよう特に注意して指導する必要がある。

2 勤務学生の指導

- (1) 各種勤務学生の制度は、学生が将来幹部自衛官として部隊を指揮し、諸業務を処理するための基礎能力を実地に体験修得させ、かつ学生自体による自律的サービスを修練させるための教育上の手段であるとともに、学生隊の運営を円滑にするにある。従って各勤務学生を指導監督する地位にある首席指導教官等は、教育的見地から各勤務学生の服務状態を子細に観察して適時適切な助言指導を与え、教育的目的を達成するよう努めなければならない。長期勤務学生は、その服務期間が長く、また学生長及び幕僚はその責任が大きいためややもすれば学習活動を阻害する傾向を生ずるので、関係首席指導教官等はその負担の軽減に注意し、日常の実行面に関する事項は主として週番学生等に行わせるよう指導することが必要である。即ち、

ア. 学生長

学生の自律的サービスの中核であり、週番学生等は業務処理の遂行者である。両者を部隊等における長と当直勤務者とのような明確な関係で律することは適当でないが、週番学生は学生長の指示を受けて勤務するものであり並列的存在ではない。指導教官は指導すべき内容により学生長又は週番に或いは同時に両者に対し指導することが必要である。

イ. 係学生

学生自体の業務のほか本来管理者（学校側）が行うべき行政

管理業務を教育的見地から学生の業務演練をさせている部門が多いので係幹部（曹）が首席指導教官の責任を補佐する立場において指導しなければならない。

(2) 選定上の着意

教育上の見地からつとめて多くの学生が各種勤務に服することが望ましい。学生には卒業までに学生長、幕僚及び各係学生等の長期勤務学生を少なくとも1回体験させ、この間にリーダーシップ及び人間関係を実際の業務において体験させるように考慮するものとする。長期勤務学生は、それぞれの勤務の内容に応じ各自の能力、性格及び体力等を勘案し適当なものを充当することが肝要である。特に学生隊及び大隊の学生長並びに幕僚は他の長期勤務学生に比しその責任が重く、また学生の名誉にもかかわるのでその選考には細心の考慮をはらい次の事項を考慮する。

ア. 人物、学術科成績及び体力等すべての点において、学生の模範となりうる者を選定する。特に学生長はリーダーシップに富み、性格強じんにしてしかも包容力及び協調性を十分に備えていることが必要である。

イ. 幕僚の選考は、特に学生長との折合い及び協調性につき慎重な検討を要する。

ウ. 中、小隊学生長はに再任することはさしつかえないが学生隊学生長、大隊学生長を勤務したものを再任することは好ましくない。

エ. 学生隊学生長、大隊学生長は再任させない。

オ. 校友会役員（主将等を含む）との重複は問題が多いが学生長勤務を優先する。

カ. 訓練部長は首席指導教官の意見を徴し、学年開始1ヶ月前までに学生隊学生長、同補佐及び大隊学生長の年間任命予定を作成し、また、中隊学生長及び小隊学生長は、首席指導教官の推薦に基づき選考のうえ、それぞれの服務期間開始前に指名するものとする。その他の長期勤務学生は、上記諸勤務学生の年間任命予定を勘案し、それぞれの定められた指名者が選定するものとする。

3 起居容儀の指導

学生は日常起居についての規則等についてその目的を理解せず自律的サービスの美名にかくれて「易きにつく」傾向がないとはいえない。指導にあたっては、その規定等の目的とするところを明確に理解させ、進んでこれに服する意欲を起させることが必要である。勤務時間中における自習は本来大学設置基準に準拠する教育単位から必要とされて設けられているものである。従って自ら勉学することを第一義として指導し、止むを得ず環境の整理（洗濯、理髪等）等を行う場合は首席指導教官等の許可を受けさせるが、午前中はつとめて勉学にあてるよう指導することが必要である。

4 命令等の伝達及び報告の指導

命令等の伝達及び報告の確実な実施は、将来幹部自衛官として部隊の規律を確立し、整々たる部隊活動を行うための基礎事項であって、これを在校間に体得させることは、きわめて重要である。指導上留意すべき主要な事項は次のとおり。

- (1) 命令等の伝達及び報告の系統を誤らないこと。
- (2) 全員に徹底させること。（不在者に対する命令伝達）
- (3) 口達筆記要領の体得
- (4) 関係勤務学生の命令等実施の確認
- (5) 報告内容の正確性

5 礼式の指導

礼式は、学生が将来幹部自衛官となるべき地位にあることを深く認識して厳正な規律を維持し、親和協調の実をあげ、かつ必要な儀礼を行うための制式であって敬礼、儀式、栄誉礼及び儀じょう等を総称するものである。

礼式の指導にあたっては、その根本精神である礼儀は一般社会におけるものと本質的に異なるところはないのであるが、本校学生は将来幹部自衛官となる特殊な使命を有するに鑑み、統一と節度ある

団体及び個人の行動に礼儀の精神を発揚するように礼式を定めているのであり、しかもこれがきわめて厳正に要求させることを理解させ、かつこれを厳正確実に実践させる形而上下両面からする指導が必要である。

6 休暇及び外出の指導

- (1) 休暇及び外出は、心気更新して心身を休養し、はつらつたる元気をもって今後の勉学に備え、あるいは積極的に深く思索し、または心身を鍛練し、勉学に専念する好機である。休暇及び外出に際しては常に服装態度を厳正にし、学生としての誇りと自覚を持って計画的に有意義に過ごすよう指導することが肝要であり、いやしくも本校学生たるの名誉を汚し、あるいは浮華放縦に流れ、学生生活の良習をくつがえすことがないよう留意して指導することが必要である。
- (2) 休暇帰省間においては、常に行先を明らかにするとともに災害事故防止につとめ帰校に際しては、余裕ある計画的行動をとるよう指導するものとする。
- (3) 特別外出は、自宅、親戚及び知人等学生の外泊先の明らかな者に対し、第2学年以上に基準回数に基づき許可されるものであり、事前の計画と外出先における自覚ある行動について特に注意する必要がある。
- (4) 平日外出における特別の理由とは、普通外出及び特別外出で処理できない校友会用務等の特殊な事由に対し許可させるものであり、原則として課業に支障のない範囲とする。

7 健康管理の指導

- (1) 健康管理は、体力の増進と相まって学生指導上重要な事項である。学生課は常に学生全般の生活状況をは握し、健康管理上関連のある医務室、管理課（給養、被服、入浴）、施設課及び厚生係（売店）と緊密なる連携を保ち、健康管理上の処置を適切にし、また首席指導教官等は、常に医務室と密接な連携を保持して担当学生の健康状況を明らかにし、特に健康上注意を要する学生につ

いては不断の指導が必要である。

- (2) 学生は国家公務員として、公務に起因する災害を受けた場合は、国家公務員災害補償法等により保障される。勤務時間中（勤務時間外において命令等により行動する場合を含む）に発生した学生の公務災害については、担当首席指導教官は関係医官と連絡のうえ、すみやかに所定の形式により訓練部長、学校長に報告するとともに人事第2係と調整し、後の処置を行うものとする。

8 早朝練習等の指導

- (1) 学生が自主活動の一環として早朝において体育等実施する場合は、起床後から朝食時刻までとし、日課時限で定められた起床時刻前に実施することのないよう指導する。ただし消防訓練及び非常呼集訓練並びに校友会活動として許可されてる練習を除く。
- (2) 早朝練習等を実施したことにより、本務である課業に専念できないことがあってはならない。安易な考えによる早朝練習等に対しては、計画的かつ有効な時間の活用及び効果的な練習方法についての適切な指導が必要である。
- (3) 実施に際しては、つとめて首席指導教官等が現場において指導監督し、特に十分な準備運動の実施と個々の学生の体調等に留意し安全管理を確実にすることが必要である。

9 体罰の禁止に関する指導

本校においては、士官候補生教育のあるべき姿、または人格尊重という観点からも体罰、暴力等による指導とは無縁であり、自己修練にもとづく上級生の率先垂範が原則である。したがって、いかなる場合に置いても体罰、暴力等による指導は許されるべきでなく、首席指導教官等は、「体罰厳禁」を学生に周知徹底させるとともに、上級生に対して活模範的、垂範的な指導をさせるべきである。また、垂範行動的な指導については首席指導教官等がその実態をよく把握するとともに、個々具体的にその場に応じて、きめ細かく指導する必要がある。

第2節 訓練科目「補導」の教育

1 構成

ここでいう「補導」とは従来「共通補導」と呼ばれていたものであり、広い意味における補導とは異なり、特に時間を設けて計画的に実施する集団指導の時間である。この項目は共通補導と要員補導からなり、それぞれ次の考え方から整理されたものである。

(1) 共通補導

- ア. 防大生として本校教育の履修および学生隊生活上必要な心構え等を中心とした項目
- イ. 防大生としてはもとより社会人として必要な徳操を中心とした項目
- ウ. 将来幹部自衛官として特に強調される資質を中心とした項目
- エ. 学生の実態に応じた機会教育

(2) 要員補導

- ア. 各要員の訓練成果向上のため訓練科目との関連上必要な項目
- イ. 各自衛隊の特性に鑑み要員として特に強調される資質を中心とした項目

(3) 時宜に適した問題に対する選択議題

2 項目及び時間

各年度訓練科目表による。

3 実施時期

共通、要員とも科目表の項目番号の順とするが、各大隊指導教官又は訓練主任教官が必要と認めた場合は、学生課、訓練課と調整のうえ、実施時期等を変更する。

4 指導担当

通常、共通補導の項目については入校訓練を除き、中隊ごとに中隊指導教官が要員補導の項目については、訓練班ごとに訓練教官が担当する。また、関係小隊指導教官は勤務に支障のない場合立会し

て討議等の間にあらわれる学生の個性を観察し個人指導の資に供する等の着意も必要である。

5 実施要領

共通補導は「学生が内にもっている先天的資質を他の強制によることなく相互啓発によって自己陶やを促進する」ことであり、学生が自己の考えを相互（教官或いは同僚）に発表し或いは他の意見を聞く事によって最終的には自己を確立していくものである。したがって指導教官は学生が真の自己を見出し主体的、自発的に資質を身につけていくためのよい相談相手、協力者或いは援助者の立場に立つことが必要である。共通と要員に分けて実施するのは、その媒体となる集団を構成する者が同じカラーをもった者の方がより効果的に目的を達成しうるからである。

6 指導上の留意事項

- (1) 第1学年最初の共通補導、或いは項目によっては議長は指導教官自ら当たることも必要であるが、つとめて学生をもってあて会議の持ち方を指導する必要がある。
- (2) 実施の方式は、一定の形式にとらわれることなく議題、学生の能力、時期等の諸条件を考慮して選定する。
- (3) 議題は事前に提示し学生があらかじめ研究して会議にのぞみ成果を拡大するよう指導する。
- (4) 実施にあたっては、極力学生に発言の場を与え、学生各自の自主的な意見による活発な研究討議が行われるよう配慮するものとするが、学生の日常生活に直結する問題で自衛隊の使命、学校教育訓練の目的、方針等に対して相いれない意見については、十分説明して納得させることが必要である。
- (5) 各自が自由に発言しうなごやかなふん囲気にすることが望ましいが、姿勢態度、対応等は品位を保ち、自己の発表力を養うとともに他人の意見をよく聞く態度を養うよう指導することが肝要である。

- (6) 討議においては、参加の態度及びその課程に主なねらいがあり、常に結論を出すことのみにとらわれることなく討議を進めさせるよう配慮するとともに、担当教官と学生の親和感と学生相互のよき人間関係の育成を図るよう心がけるものとする。また、学生に将来教えざるの罪をおかせないよう討議の間においても指導すべき事項はちゅうちょすることなく指導する。
- (7) 担当教官は、大隊補導顧問、教育補導顧問等と積極的に連絡をとり、その協力を受ける着意が望ましい。
- (8) 教育実施場所については、集会室に限定することなく教室屋外等学生舎内外の活用を図るなど場所の選定についても創意工夫する着意が必要である。

第3節 個人指導

1. 要旨

個人指導とは学生の日常の行為にあらわれる個性行動の傾向等を把握してその長所を助言し短所をきょう正するための助言を与えて自己陶やを推進する手段を云う。元來補導とは各個人の個性に必ずる指導を主とするものであるから個人指導は補導上、最も重視されなければならないものである。

2 個人指導上の留意事項

- (1) 個人指導は主として首席指導教官等の任ずるところであるが教室教官、訓練教官、校友会各部長、顧問その他学生に接触するすべての職員は個人指導の責任があり、これら関係者相互の連携を密にして組織的な個人指導を実施することにより補導成果は向上するものである。
- (2) 個人指導に当っては「集団指導」を併用してその実効を挙げる事が必要である。「集団指導」は単にすべての学生に同一行動をとらせ或いは画一的な指導を行わんとするのではなく共通の関心、要求等の問題を中心に集団の中の個人のあり方、態度について自覚させることが必要である。これがため集団指導の場を通じて集団全体としての方向づけに努めるとともに学生個人を観察し、その心情等の把握に留意する。「個人指導」は単に個人の相談に応じ、或いは忠告を与えるのみでなく各人の個性に適合した指導を掘り下げて行うことが必要である。これがため、あらゆる機会を捉えて学生の個性及び身上を良く把握し、問題点を発見し各人の個性に応じた指導方策を定めて伸長補短の実を挙げる事が肝要である。
- (3) 個性の把握には学生個々の過去はもちろん現在只今の心境、身上を熟知しなければならない。またその観察、調査に当たっては個人の秘密を守り不快な念を抱かせないように心がけることが大切である。また、個性、身上のつかみ方は現在の状況とその変化傾向を知ることが大切である。1例を挙げるならばよくしゃべる

人間が急に無口になったとしたら、その変化に気をつけなければならない。特に心境の変化は一般に顕著に顕れるものではない。僅かな徴候も各方面から総合して、その変化および傾向を見出して指導を行う着意と努力が必要である。

- (4) 個人指導に当っては努めて自主的に問題点を解決するよう助言指導し、必要に応じ補導系統或いは訓練補導会議にはかって客観的、公正妥当な指導要領を決定する着意が必要である。
- (5) 個人指導に当っては、その好機をとらえて行う機会教育は価値が大きい。朝礼、教育訓練の前後、点検、儀式行事等を利用し或いは個別的に試験成績の伝達、勤務交代、本人の病気、家庭問題の生じた時等を効果的に利用する着意が必要である。
- (6) 適正な補導を行うためには関係法規をよく知り、かつ必要事項は学生にも徹底しておくことが必要である。
- (7) 家庭の理解ある協力は学生の補導を推進するため、きわめて重要である。これがため家庭との連絡を密にして相互の意志疎通を図り、家庭から学生を鼓舞激励することを促進し、特に特異学生については本人の実情を家庭にも精通させる着意が必要である。家庭通信に当り留意する点は次のとおりである。
 - ア. 事実を具体的にありのまま通報する。
 - イ. 人事取扱い等の内容を通知する必要がある場合には上司の承認指示を得てから通報する。
 - ウ. 特異学生については問題点が終局に立至ってから連絡するのではなく、問題点が発見されたならば連絡し、またその後の状況も逐次通報しておく着意が必要である。
 - エ. じ後の補導資料として複写をとっておく事が望ましい。
- (8) 軽度の問題行動、非行も具体的事実を克明に記録し、または本人に事故届或いは反省書等を提出させ後日の資とし得る如く着意する必要がある。
- (9) 指導記録上の着意
指導記録は学生の入校前生活歴、家庭状況、交友、読書、趣味、入校動機、性格特徴、入校後の生活状況、成績、適正評定、健康状況、校友会活動状況等その学生個人の全般に亘って調査し、そ

の都度具体的に記録し更に追隨観察し、それによって学生に問題点の指摘、助言あるいは指導方策の決定に資する等、学生補導にあたっての基本的資料であり、これさえ見れば学生の全てが解るよう記述されていなければならない。指導教官の異動、学生隊の編成替え等により、新指導教官が此の記録によって前任者が解っていたと同様に本人の全貌がつかめ、また補導成果の累積が出来るよう記述する必要がある。

(10) 面接にあたっての着意

心理的抵抗のない状態を醸すことが肝要

- ア. 必要な資料を集める。
- イ. 話の進め方を計画する。
- ウ. 良い面接場面とする。
- エ. 良く聞き話す。
- オ. 検討・補導する。
 - (ア) 信頼関係の確立
 - (イ) 傾聴
 - (ウ) 心理的理解—共感的理解
 - (エ) 関心を示す

心の繋がりを緊密にしていくための心得（教範業務管理）

- 挨拶—毎朝または課業の結節時、学生達と親しい挨拶をかわす。
- 発見—学生の得意とすることや、特別な興味や趣味を速やかに発見する。
- 関心—常に学生の一身上のことや勉学に心からの関心を示す。
- 激励—学生の勉学上及び一身上の諸問題について、良い聞き手となって相談に応じ激励する。
- 助力—学生の困っている問題の処置について進んで援助する。

3. 特異学生の発見とその指導要領

首席指導教官等は指導記録、日常の観察、適正評定等に基づき各学生に対する指導方針を定めて組織的に指導する。この際、特に留

意すべき事は、特異学生の発見とこれに対する適正な補導要領の策定であり、問題点の発見及び個人指導上の細部着意事項は次のとおりである。

(1) 家庭上の問題

本人に悩みを与え、学生としての学業及び将来幹部自衛官となる意志に影響をきたす素因、例えば両親の病弱、家計の困難、家族の折り合い、家族の性格異常、思想動向、家業の継承等に注意する。

ア. 調査内容

(ア) 家庭の状況を知る。

- a. 両親の有無（実父母であるか）
- b. 職業、収入、財産、生活程度等
- c. 本人の経済負担状況（将来を含む）
- d. 家族の実情（祖父母、両親、兄弟姉妹等）
- e. 家族の本人に対する関心度及び自衛隊に関する関心
- f. 環境と地域的特質
- g. 親族、親戚等の特異な事項
- h. その他

(イ) 身上生い立ちを知る。

- a. 出生後の居住地
- b. 生活程度の概要
- c. 環境

イ. 調査手段

- (ア) 面接
- (イ) 指導記録
- (ウ) 家庭通信
- (エ) 調査資料
- (オ) 戸籍抄本
- (カ) 他からの通報（室長、同僚、その他）
- (キ) 来簡文書、現金送金
- (ク) 調査（順序を経て地連等へ依頼）
- (ケ) その他

ウ. 調査・発見時期

- (ア) 入校時等に詳しく本人から聞く。
- (イ) 家族等の来校時に聞き出す。
- (ウ) 家庭通信実施時
- (エ) 朝礼時（態度等）。
- (オ) 訓練及び各種点検時
- (カ) 首席指導教官等の家庭に招いた時

エ. 指導上の着意

- (ア) 問題によっては、本人の実情を家族にも精通させ家族の意を知ることは肝要である。
- (イ) 事情により特別休暇を与え、あるいは家族を招致して本人と相談させる事は効果的である。
- (ウ) 人生経験豊富な方への説示依頼
- (エ) カウンセリング依頼

参 考（指導方策）

- 1. 説 示 2. 激 励 3. カウンセリング
- 4. 問題点解決の助力（言） 5. その他

(2) 体力健康状態の問題

学業の修得及び将来幹部自衛官として勤務する上に障害をきたす者、例えば、こ疾、生来の病弱、体力薄弱、ノイローゼ等に注意する。

ア. 調査内容

- (ア) 大病歴（入校前、入校後）
- (イ) 後遺症の有無
- (ウ) 特に身体の弱い箇所
- (エ) 体 力
- (オ) 現在の健康状況
- (カ) 体力検定の級（各項目、得点）
- (キ) 定期健康診断の所見
- (ク) 遺伝的素因

イ. 調査手段

(7) 身体歴を見て病歴を調べる。

(イ) 指導記録

(ウ) 定期健康診断の結果

(エ) 体力測定の結果

(オ) 面接

(カ) 調査資料

(キ) 家庭通信

(ク) 関係者に質問

(ケ) 日常の観察

ウ. 調査発見時期

(7) 入校時、身体検査

(イ) 入校時、面接

(ウ) 定期健康診断時

(エ) 体力測定実施時

(オ) 朝礼時

(カ) 受診時

エ. 指導上の着意

(7) 体力健康上に問題を有する学生は不断、かつ継続的な対策指導を必要とする者が多く、その指導にあたって受診状況には特に着意し、医務室、体育室及び訓練担当教官とよく調整し指導方策を定める必要がある。

(イ) 本人の症状、状態、人事取扱い（留年等）をその折々に家庭に通報する必要がある。特に人事取扱いに関しては関係各部と良く調整した後に連絡する。

参 考 (指導方策)

1. 激励

2. 療養態度の指導

3. 体力増進の指導

4. 健康管理の指導

5. 進級卒業に関する達等の関係条項説明

6. その他

(3) 学力訓練劣等者

防大生としての能力の著しく劣っている者、あるいは学業に熱意がない者

ア. 調査内容

(7) 成績を知る。

- a. 入校成績
- b. 高校時代の成績
- c. 入校後の成績（人文、基礎専門、専門、防衛学平常点、実技点、学科点）
- d. 現在の成績
- e. 知能指数等心理検査結果

(1) 原因を探求する。

- a. 能力上
- b. 家庭上の問題
- c. 健康上の問題
- d. 一身上の悩み
- e. 性格上の問題
- f. その他

イ. 調査手段

- (7) 指導記録
- (1) 出身高校の内申書
- (7) 成績記録簿（教務課保管）
- (エ) 各教官との連絡
- (オ) 心理学教室との連絡
- (カ) 医務室との連絡
- (キ) 面接
- (ク) 学生長、室長、同級生への質問

ウ. 調査、発見時期

- (7) 入校時携行による関係書類
- (1) 入校時の成績通報
- (ウ) 大隊補導委員会開催時
- (エ) 臨時試験実施時等担当者との連絡

- (オ) 成績評定時
 - (カ) 朝礼時
 - (キ) その他
- エ. 指導上の着意
- (7) 教育補導顧問、大隊補導顧問との相談
 - (イ) 本人の状態、人事扱い等をその折々に家庭に通報し、家族からも協力を求める。

参考（指導方策）

- | | |
|-------------|---------|
| 1. 勉学方法の指導 | 2. 説示激励 |
| 3. 問題点解決の助力 | 4. その他 |

(4) 性格品行上の欠陥、心構え、熱意、意欲に欠ける者

ア. 調査内容

- (7) 性格を知る。
 - a. 精神健康度
 - b. 性格特徴
- (イ) 思想を知る。
 - a. 自衛隊に対する考え方
 - b. 見方、考え方、批判等について
 - c. 政治的関心
 - d. 政党への関心
- (ウ) 現在の一般的傾向を知る。
 - a. 経済的傾向
 - b. 精神的傾向
 - c. 意欲（ファイト）
 - d. 明朗（心配事がないか）
 - e. 安定
- (エ) 希望等を知る。
 - a. 将来の進路
 - b. 将来に対する身分、職務上の希望
 - c. 現状に対する希望

(オ) 人間関係を知る。

- a. 交友関係
- b. 信頼性、信望度
- c. 人つきあい

(カ) 宗教を知る。

- a. 宗教の種類
- b. 信仰の度合

イ 調査手段

(ア) 性格を知る

- a. 心理検査結果
- b. 適正評定
- c. 日常の観察
- d. 上級生、同僚に聞く
- e. 指導記録
- f. 家庭通信
- g. その他

(イ) 思想を知る

- a. 読書傾向
- b. 共通補導の発言
- c. 日常の会話に注意
- d. 特定事項について判断させる。
- e. その他

(ウ) 現在の一般的傾向を知る

- a. 外出の行先、単独か否か
- b. 飲酒の量、度数
- c. 読書傾向
- d. 交友関係、女性関係
- e. 来発簡の状況
- f. 上級生、同僚に聞く
- g. 日常の行動、態度の観察
- h. 面接
- i. その他

(エ) 希望等を知る。

- a. 面接
- b. 家庭状況等の関連を調べる。
- c. 外出先行動を調べる。
- d. 日常の会話や行動を観察する。
- e. 特定の勉学に対する反応を観察する。

(オ) 人間関係を知る

- a. 上級生、同僚の意見等を聞く。
- b. 関係教官等の意見を聞く。
- c. 日常の行動態度を観察
- d. 面接

(カ) 宗教を知る

- a. 面接
- b. 日常の行動観察
- c. 上級生、同僚に聞く

ウ. 調査発見時期

- (ア) 入校時の心理テスト
- (イ) 入校時の面接時
- (ロ) 心理テスト
- (エ) 家庭通信実施時
- (オ) 定期訓練時、団体行動等
- (カ) 適正評定実施時
- (キ) 起床時、朝礼時等
- (ク) 共通補導実施時
- (ケ) 課題作業時
- (コ) 外出(泊)日
- (サ) 面接時

エ. 指導上の着意

- (ア) 指導にあたっては、まず良き相談相手となり、不断の関心を示し、問題解決の助言者として努めて自主的に解決するよう助言指導する。
- (イ) 心理学担当教官への相談

- (ウ) 文官、教官等人生経験豊富な方へ説示依頼
- (エ) 事情により本人に特別休暇を与え、あるいは家族を招致して話し合わせることは効果的である。
- (オ) 本人の状態、人事取扱い等を家族に通報し家族の協力を求める。

参考 指導方策

1. 説示 2. カウンセリング
3. 問題点解決の助力 4. 治療 5. その他

(5) 将来幹部自衛官となる意識の薄弱な者

ア. 調査内容

- (ア) 家庭上の問題 前(1)参照
- (イ) 体力健康上の問題 前(2)参照
- (ウ) 学力・訓練場の問題 前(3)参照
- (エ) 性格、品行、熱意意欲上の問題 前(4)参照
- (オ) 将来についてどう考えているか
 - a. 自衛隊の将来について
 - b. 将来の生活について
 - c. 自衛隊の社会的地位、存在意義
 - d. 制度上の問題
- (カ) 自己の能力についてどう考えているか(身体を含む)
- (キ) 将来の経済生活についてどう考えているか

イ. 調査手段

- (ア) 入校時アンケート
- (イ) 入校所感
- (ウ) 指導記録
- (エ) 共通補導実施時
- (オ) 日常の観察
- (カ) 交友関係
- (キ) 面接
- (ク) 家庭通信

(ク) 関係教官への連絡

(コ) その他

ウ. 調査発見時期

(ア) 入校時

(イ) 共通補導実施時

(ウ) 家庭通信実施時

(エ) 定期訓練団体行動時

(オ) 日常の行動観察時

エ. 指導上の着意

(ア) 本人の実情を家族に連絡し家族の意を知る。

(イ) 事情により特別休暇を与え、あるいは家族を招致して相談させることは効果的である。

(ウ) 個人指導にあたっては、先ず良き相談相手(相手の言い分を良く聞いてやる)となり不断の関心を示し問題解決の助言者として、努めて自主的に解決するよう助言指導する。

(エ) 上司あるいは文官、教官等と相談させる。

(オ) 上級生、同僚間の感化

4 金銭指導

(1) 方針

ア. 防大生の分に応じ、学生手当の範囲内での経済生活を送るよう指導する。

イ. 指導にあたっては「学生の心得」第10節(金銭管理)の徹底を期すとともに必要な個人指導を行い、さらに共通補導、綱領委員会、学生長会議等を通じ、学生間に自主的気風が盛り上がるよう着意する。

(2) 項目別内容

ア. 貯蓄標準月額

1 学年：学生手当の約20%

2・3 学年：学生手当の約10%

イ. 団体生命保険・傷害保険の月額標準

各学年学生手当の約10%

- ウ. スキー等物品の購入
購入意欲をそそるような文書配布等による宣伝を避ける。
- エ. 家庭からの送金
家庭通信等の機会を通じて父兄に対し送金が不必要な事を説明し協力を求める。
- オ. 海外旅行
実施する場合は、つとめて自己資金を充当するよう指導する。
- カ. 宴会等
回数、内容を簡素化させる方向で指導する。
- キ. 校友会活動における用具等の購入
必要性・安全性の観点から計画的に購入するよう指導する。
- ク. 金銭の保管
各種集金による準公金の自己保管を禁止し、直ちに貯金するよう指導する。

第4節 第1学年の補導

1 方針

入校後の環境馴致に留意しつつ、防大の教育の目的を明確に理解させ、かつこれらに付随する各種の疑問は共に解明に務めるとともに、不適格者は段階的に転身を指導し、精気滲刺とした志操堅固な学生を育成確保する。

2 指導要領

(1) 全般

ア. 環境への馴致は、年間を通じて漸進的に行う。

このため指導教官による直接指導を重視するとともに、第1学年の指導に任ずる第4学年に適格な学生をあてる。

イ. 年間各種の機会を通じ、防大教育の目的、国防の本義、幹部自衛官の地位、役割について教育指導し、第2学年進級時には、卒業後幹部自衛官として進むことについて、明確な意志を持たせるよう努める。なお、疑問を有する学生の指導にあたっては、

一方的教育に陥ることなく、常に学生の立場を理解し、共に疑問を解明する謙虚な態度で指導する。

ウ. 性格、能力面において、将来幹部自衛官としては不適格と思われる者については、あらゆる手段をもってこれの改善向上について指導することを第一議とするが、その余地がみられず、かつ自衛官への進路が本人にとって必ずしも適当でないと認められる者については、早期かつ段階的に転身を指導する。

エ. 人文、社会科学専攻学生と理工学専攻学生間において、専攻別による特異な雰囲気醸成しないよう指導し、学生相互の理解を深め融和団活を図る。

(2) 期別指導要領

ア. 入校定期訓練（入校準備期間を含む）

(ア) 着校日までに第1学年の指導に任ずる第4学年及び対番学生に対し、事前教育を十分に行う。

(イ) 受入当初から懇切かつ至情をもって接し、入校直後の不安感の一掃に努めるとともに、心身の機微を適切に判断して指導し、防大生活に緩徐に慣熟させる。

(ウ) 指導教官による個人面接を早期に実施し入校の動機及び将来の進路について考え方を確認し、じ後の指導の資とする。

(エ) 服務関係規則類のうち重要な事項については、指導教官自ら計画的に教育するとともに、指導担当学生が行う教育についてきめ細かく指導監督する。

(オ) 本校における修学意志の特に薄弱な者等で、将来にわたり指導上見込みがない者については、本期間内あるいは本定期訓練終了後すみやかに転身を指導する。

(カ) 校友会の指導にあたっては、その主旨をよく理解させ、いずれかの運動部に全員が加入するよう指導するとともに勉学との両立について認識を深める。

イ. 前期

(ア) 入校訓練期間に引き続き、個性の把握を重視し、性格、能力及び身体的に問題がある学生の発見に努め、これの善導及び改善をはかる。

- (イ) カウンセラーの活用その他あらゆる手段を尽くして防大生活及び卒業後の進路等について不安の除去につとめる。
- (ロ) 時間の効果的活用について指導するとともに、中間試験等の結果を参考として個々に応じた指導を適切に行い、勉学意欲の向上をはかる。この際関係教官との密接な連携をはかる。
- (ハ) 第4学年の率先指導と第2学年の対番業務を適切に指導するとともに、自主自律及び理性ある服従について理解実践させる。
- (ニ) 指導の余地の少ない者については、本人の意志及び一般大学への転身等の事情を考慮しつつ夏季休暇前後の段階での早期転身を指導する。

ウ. 後 期

- (ア) 前期までの成果を踏まえ不備面を補足強化する。
- (イ) 各種機会を通じ国防の必要性、重要性について理解を深めさせ、また自衛隊の実情について教育紹介に努め、要員選択のための適切な判断資料を与えるとともに専門職としてのそれぞれの自衛隊の幹部の職責を認識させる。
- (ロ) 学科成績の不良な学生については、特に校友会活動と勉学との調和について指導する。この際校友会部長、顧問等との密接な連携をはかる。
- (ハ) 期生会の結成及び秋季定期訓練を機に同期生の団結、切磋琢磨について強調指導する。
- (ニ) 要員選考にあたっては、要員志望に対する学生の一時的感情及び誤解を払拭し指定要員に魅力を持たせるよう留意する。この際特に志望を満たせなかった学生に対する指導を適切に行う。
- (ホ) 期後段において卒業後の進路について意志の確認を行い、その結果意志が薄弱であり、かつ自衛官への進路が本人にとって必ずしも最適でないと認められる者については転身を指導する。
- (ケ) 期後段において対番教育について指導する。

根拠 第1学年の補導について(通達)(防大訓学第102号49. 3. 28)

第5節 進路指導について

1 基本的考え方

- (1) 進路指導のねらいは、最終的に真にやむを得ない者を除き卒業時及び自衛官任命直後の退職者を無くすことにある。
- (2) 進路指導の実施にあたっては、入校から卒業までの4年間において継続、一貫した指導を行うとともに、性格、能力面等において将来幹部自衛官として不適格と思われる者で、指導の余地がない者については低学年時に転身を指導する。

2 全般指導上の留意事項

進路指導上の要訣は、学生の身上把握と指導教官の全人格をもって行う個人指導にある。

(1) 一般的留意事項

ア. 国民の期待感の認識

国民の自衛隊に対する認識の高まり、防衛論議の高揚、防大卒業生に対する期待感の増大等について、あらゆる機会を通じ学生に十分理解認識させる。これがため朝礼、共通補導等を通じ防大及び自衛隊に関連するマスコミ報道等あらゆる防衛に関する資料を提起して学生の関心を高める。

イ. 幹部自衛官意識の確立

(7) 各種の機会を通じ、防大教育の目的及び幹部自衛官の地位・役割について教育し、卒業後幹部自衛官として進むことについて理解を深めさせ、その意志を固めるよう指導する。なお、疑問を有する学生の指導にあたっては、一方的な指導に陥ることなく、常に学生の立場を理解し、謙虚な態度で指導するよう留意する。

(4) また、国防・軍事及び自衛隊に関する知識教育（防衛学）を系統的に行うとともに、これと連携した共通及び要員の補導並びに日常の訓練及び学生隊生活を通じて幹部自衛官要員として堅確不動の信念を保持させる。

(7) 道義心の高揚

綱領実践委員会の活動を指導し、学生綱領特に「廉恥」について学生自身に考えさせるとともに、具体的事項をとらえ教育指導を行い、学生の道義的水準を向上させ卑怯な言い逃れや態度を許さないという気風を醸成する。

(2) 集団指導上の留意事項

同期生間の連帯意識の醸成

期生会活動を指導し、期生会活動の活発化に努め、同期生間の融和団結を図るとともに、「共に幹部自衛官として進もう」という自律ムードを醸成する。

(3) 個人指導の徹底

ア. 首席指導教官等による全学生に対する個人指導を強化し、早期に進路に疑問をもつ学生の徴候の発見及び指導の実施に努めることが重要である。これがため学生との親密感を醸成し、何でも相談できるムードをつくとともに、学生の状況を継続的に観察し、徴候の認められる学生については、指導教官相互に通報し合い実情の把握に努める。この際、教室教官、医官、校友会各部の顧問等との密接な連携をはかる。学科・適性評定の成績の急激な変化、校友会の転部等は特に留意しなければならない徴候である。これら徴候のある者については表に現れない真の理由の把握に努める。

イ. 指導教官交代時、各学年末等の結節時においては、将来の進路についての本人の意志を指導記録に記入し申し送りを確実にする。

3 学年別指導要領

(1) 第1学年

ア. 防大教育の目的を明確に理解させるとともに、学生隊生活、定期訓練、共通補導等あらゆる機会を捉えて国防の重要性、陸・海・空自衛隊の概要及び幹部自衛官の地位と誇りを教育指導し、将来幹部自衛官として進むことについて明確な意志を持たせるよう指導に努める。

イ. 入校後漸次環境へ順応するように指導に努める。

これがため受入当初から懇切かつ至情をもって接し、入校直後の不安感の一扫に努めるとともに、心身の機微に応じた指導により防大生活に徐々に慣熟させる。

第1学年指導に任ずる第4学年に適格な学生をあてるとともに、第4学年の率先指導と第2学年の対番業務を適切に指導する。

- ウ. 性格、能力面等において、将来幹部自衛官として不的確と思われる者については、あらゆる手段をもってこれの改善向上について指導することを第一義とするが、その余地がみられず、かつ自衛官への進路が本人にとって必ずしも適当でない認められる者に対しては、早期に転身を指導する。
 - (7) 個人面接を早期に実施し、入校の動機等各学生の実情を的確に把握するとともに将来の進路についての考え方を確認する。本校における修学意志の特に薄弱な者等で将来にわたり指導の見込みがない者に対しては、入校定期訓練の期間内あるいは終了後すみやかに転身を指導する。
 - (4) 入校訓練期間に引き続き、個性の把握を重視し、性格、能力、及び身体的に問題がある学生の発見に努め、これの善導及び改善をはかる。この際、カウンセラーの活用その他あらゆる手段を尽くして防大生活、卒業後の進路等についての不安感の除去に努める。
 - (9) 指導の余地の少ない者に対しては、本人の意志、一般大学への転身等の事情を考慮しつつ夏季休暇前後の段階で早期転身を指導する。
 - (5) 第1学年終了時において卒業後の進路についての意志の確認を行い、その結果意志の薄弱かつ自衛官への進路が本人にとって必ずしも最適でないと認められる者に対しては転身を指導する。
 - (6) 退校意志を有する学生に対しては、家族との連携を保持し将来の進路について適切な指導に努める。その際、家族の同意が得られない学生の指導に留意する。
- エ. 学年末に実施される要員選考は、学生にとって最も関心のあ

る重大な事項である。要員が希望どおりにならない場合、じ後の修学意欲に悪影響を与え、或いは退校の意志を持つ学生もあるので、その決定にあたっては、細心の注意と根気ある指導が必要である。これがため、各種機会をとらえ自衛隊の実情について教育紹介を行い、要員選択のための適切な判断資料を与え、自己の能力に応じた方向を選ぶよう指導するとともに要員志望に対する学生の一時的感情及び誤解の払拭に努める。要員指定にあたっては特に志望を満たせなかった学生に対する指導を適切に行い、指定要員に魅力を持たせるよう留意する。

(2) 第2学年

ア 各要員としての自覚を確立させ、幹部自衛官となる意志を更に堅確なものとするよう指導する。

イ 第1学年時の補導の成果を活用するとともに学生の心情の早期把握と継続的な観察指導に努める。また、学生の心情変化、特に成績が著しく低下した者、身体的故障が生じた者、家庭の事情に変化があった者、転部した者等の把握及び指導に留意する。

ウ 第1学年進路に迷った者で第2学年進級後も迷いを持っている者に対しては、引き続き継続的な指導に努めるが、指導の余地がない者に対しては家庭との連携を保持しつつ転身をする方向で指導する。

(3) 第3学年

ア 防衛に関する理論的裏付けと、部隊実習等の体験に基づき幹部自衛官としての信念を確立させる。

イ 第1・2学年時の補導成果を活用し、引き続き継続的な心情把握に努める。この際、日常の言動等における特異な徴候の把握に留意する。

(3) 第4学年

ア 第4学年の進路指導は本校補導の総決算ともいえるべき重要課題であり、本指導が適切を欠けば在校間の教育訓練・補導の真価が問われるのみならず、内外に及ぼす影響も大きい。従って全校職員とりわけ全指導教官が緊密な連携を保持し、訓練・補

導を通じ幹部自衛官として堅確不動の信念を保持するよう指導に努める。

イ 進路について悩む者は一般的に第4学年の前・中期頃から真剣に考え、冬休み前後においてほぼ意志を固める者が多いが、本人が決意した段階での指導は極めて困難であり、本人が迷っている段階での指導が重要である。これがため過去の指導の成果をふまえ、個人指導を更に強化徹底し、早期における徴候の発見及び指導の実施に努める。この際特に卒研担当教官との緊密な連絡の保持に努める。

(7) 学生との接触時間及び機会を努めて多く持ち、学生と指導教官との信頼関係を確率維持する。

(4) 退職者の一般的傾向、過去の指導成果等から要注意者を把握する。

(9) 積極的に相談に来た者及び徴候顕著な者に対しては、他の学生に対する影響を考慮しつつ、個別的に息の長い指導に努める。この際申し出た学生に対して、頭から反道義の旨をもって詰問するような指導は慎むとともに、執拗性急な指導に陥らないよう留意する。

(エ) 幹候校の教育・生活内容、各部隊の実情、職域・職種の状況等について紹介し誤解、不安感を一掃するとともに学生に意欲を持たせるよう指導する。

(オ) 明瞭に、性格・能力及び身体的に幹部自衛官として不適格であり、転身が適当と考えられる者は訓練補導会議で審議し、学校長の承認を得る。

(カ) 指導説得は2月末を目途に完了する。指導説得が困難な者に対しては、3月に入ってから個別に「やめるなら本校卒業時にせよ、幹候校でやめるな。」の指導を行い、自衛官任命後の退職に絶無を期する。この際学生に退職を是認するかのよう誤解を与えないよう留意する。

(キ) 宣誓の指導にあたっては、その意義及び内容を明確に理解させる。

ウ. 進路についての悩みを解消した者に対しては、要補導学生い

う先入主を持たないように留意する。

エ 指導説得の結果自衛官として進むように決意した者及び身体的・家庭的に特殊事情のある者については幹部候補生学校への申送りを確実にする。

4 問題要因別指導要領

(1) 全般

将来の進路に対して悩み、不安を持っている者に対しては、その真の理由の把握に努めその要因に応じ適切な個別指導を行う。この際次の事項に留意する。

ア. よく学生の意見及び悩みを聞き、その本質を正しく見極める。

イ. 努めて学生の立場になって真剣に考える真摯な態度で指導する。

ウ. 学生の疑問には、すべてに答える態度を持って接するとともに悩みの性質に応じた指導を実施する。

エ. 学生の状況に応じては、首席指導教官、学生・訓練両課長若しくは訓練部長による直接指導又は校友会顧問若しくは三役による指導を依頼する。その際指導の時機を失しないよう留意する。

オ. 父兄、カウンセラー等の活用をはかる。

(2) 性格的に合わない者に対する指導

ア. 性格が合わないと感じている学生の大半は、自分自身で合わないと思っている場合が多いので、その誤りを指摘し、自己の性格に自信を持たせるよう息の長い指導に心がけるとともに職務を理解し、個人で努力すれば適応できるものであることを理解させる。

イ. 各人の性格、能力に応じた職域及び勤務のやり方を紹介し、将来に希望を持たせる。

(3) 職業的不満又は自衛隊に魅力を感じない者に対する指導

ア. 指導教官自身が肌で感じている生き甲斐及び自衛隊に対する魅力について紹介する。

イ. 自衛隊の当面している問題点を遠慮無く話し合うとともに、

防大出身幹部が各部隊等において如何に期待され、活躍しているかを理解させる。

ウ. 幹部自衛官の待遇について、民間等と比較して正しく認識させる。

エ. 幹部自衛官の国際的、社会的地位を正しく認識させる。

オ. 将来の職域は広範多岐であり、個人の能力開発のためにも各種の道が開かれていることを理解させる。

(4) 身体上の問題を持つ者に対する指導

ア. 医官と連携を保持し、早期完治をはかるとともに、疾病等に対する本人の不安感等を取り除くよう適切な指導を行う。

イ. 将来の進路に不安を持つ者に対しては、本人の身体的状態に適合した職域（職種）の紹介及び指導に努める。

ウ. 心身の故障により、修学の見込みがないと認められる者又は卒業後自衛官として勤務しうる見込みがない者に対しては「防衛大学校の学生の身体不適格者に対する取扱いに関する内規(3 4.3.6)」等に基づき措置する。

(5) 家庭上の問題を持つ者に対する指導

ア. 家庭との密接な連絡によって問題の実態を把握し、親身になって適切な助言を与える。

イ. 第4学年の学生で家庭の事情により幹部自衛官として進むことが困難と判断される場合は、身体不適学生の取扱いに準じて措置する。(訓練補導会議等において審議し、学校長の承認を得る。)

(6) 大学院等に進学を希望する者に対する指導

自衛隊内においても努力しだいで道が開かれていることを各種実例をもって紹介し理解させる。

参 考

学生に対する進路指導は、本校における補導の重要な課題であり、学校長はじめ全校職員が真剣に取り組んできた問題である。しかし国民の自衛隊に対する認識の高まり、防衛論議の高揚及び防大卒業生に対する期待感の増大にもかかわらず、卒業時の退職が跡を絶たない状況にある。

本校は将来幹部自衛官となるべき者を養成するための学校であつて、真にやむを得ない者を除き、卒業生全員幹部自衛官に進ませるべきである。しかし、諸般の状況から現状において、幹部自衛官にならない者がでることはやむを得ないところであるが、退職者の多寡は教育の成果を評価する一要素であり、指導する側にもその責任があることを謙虚に反省し、今後一層の努力を継続する必要がある。

一方、やむを得ず退職する者に対しては、反自衛隊意識を持つことなく防衛に深い関心と理解をもって自衛隊以外の各分野において、広く国防に貢献するという意識をもたせるようにすることが肝要である。

進路指導は、入校から卒業までの4年間を通じて幹部自衛官となる堅確不動の意志を持たせるよう継続して指導すべきものであり、学年に応ずる指導を重視しているところである。

根拠 進路指導について (防大訓学第303号56.7.8)

第6節 修学の指導

1 教育課程の修学に対する指導

学生は、それぞれの教務班（語学班）別に各教育を受けており、その教育についての指導はそれぞれの担当教官の責任においてなされているが、指導教官としては学生個々の修学状況、特にその成績評価について掌握し、学生舎における勉学、服務についての適切な指導が必要である。特に留意すべき事項は次のとおり。

(1) 学業成績不良者に対する指導

ア. 学業成績不良者とは

- (7) 進学及び卒業に必要な単位の修得が困難と思われる者
- (i) 前項には該当しないがすべての項目について評価が低い者
- (f) 学業成績により留年した者
- (e) 再試験科目を持っている者

等である。これらは指導記録簿、教務課から通報される「前・後期成績表」「再試験者名簿」或いは担当教官からの通報により承知する。

イ. 指導教官はこれら学生について学生とともにその原因を探求し適切な勉学方法を指導する必要がある。

具体的方法の一例

- (7) 教育補導顧問又は科目担当教官による勉学方法の指導、要すれば補講の依頼
 - (i) 学業成績優秀な上級生との同室配置による勉学指導
 - (f) 校友会活動の一時停止
 - (e) 家庭からの激励依頼
- (2) 専門選考に対する指導

専門の配分は各要員別に「志望に応じ学科成績上位の者から逐次配分する」ことを方針とされているので教務部の説明をよく理解させて志望させることが必要である。

2 訓練課程の修学に対する指導

指導教官は原則として訓練教官を兼務しており陸・海・空それぞれ

れの訓練主任教官の指導監督下の教育に従事するので教育と補導の一体化が図られる絶好の機会である。特に補導の面からは将来幹部自衛官として必要な資質の養成に留意指導する必要がある。

参考及び根拠

- (1) 学年別履修区分及び授業要目
- (2) 年度訓練科目表
- (3) 前・後期本科授業時間表
- (4) 課程訓練週間実施予定表
- (5) 防衛大学校規則第4節、第5節
- (6) 本科教育課程の選択科目及び当該科目の履修に関する達
- (7) 授業、試験及び表簿等に関する達
- (8) 成績評定、進級及び卒業等に関する達
- (9) 訓練課程の実施に関する達

第7節 校友会活動に関する指導

1 校友会活動の地位

校友会活動は、本科学生の教育方針(1)に揚げられている学生の自発的に行う各般の活動の主要な部分を占めるものであり、教育訓練及び学生隊生活とともに本校教育の重要な一環をなしており、その価値は高く評価されているところである。

2 指導方針

- (1) 教育訓練に支障のない範囲で行うことを原則とする。
- (2) 学生の自主、自律を尊重するとともに公的活動とみなし、これの積極的支援をはかる。

3 細部指導要領

- (1) 学校職員特に首席指導教官等は、積極的にこの活動に参加(部長、顧問として)し、指導に努めることとする。

- (2) 学生は、運動部、文化部等のいずれかに参加するものとし、何れの部にも参加しない者のないよう指導する。
- (3) 学生委員会委員等（会則参照）は、学生長に準じ任命し指導する。
- (4) 特別許可事項については、服務に関する達による。
本来は、校友会以外の学生活動と同様、首席指導教官等の指導により許可を受けるものべきものであるが、校友会活動の特殊性から、部の活動については各部ごと直接学生課課外活動係に提出、指導されている。しかし、首席指導教官等は学生個々について所要の指導を行う必要がある。

4 校友会関連法規等校友会会則

- 5 各年度の校友会活動の指導方針、指導要領等については、校友会部長会、参事会の審議を経、会長の承認を得て定められるので首席指導教官等はそれにそって指導する。

6 校友会組織図 別に示す。

第8節 期生会育成指導要領

1 期生会育成の目的

防衛大学校学生の期生会の育成は、各期生の融和団結をはかり会員相互の切磋琢磨により相提携して母校の発展と伝統の確立に貢献させ併せて同学年意識の自覚と向上をはかることを目的とする。

2 期生会育成担当教官

期生会育成のための担当教官は期（学年）担当の首席指導教官がこれにあたり他の首席指導教官と調整して各大隊の期（学年）担当次席指導教官及び指導教官の補佐により期生会育成の業務を行うものとする。

3 指導の主眼

- (1) 期生会の指導にあたっては学生の自主性を尊重し、発起にあたっては、その気運と時期を考察して期生会発足の動機づけを行い、運営の指導にあたっては一部役員等のみの活動にとどまることなく、全期生会会員の意欲と協力による運営に向かうよう指導するものとする。
- (2) 学生活動の挙校的統一化をはかるため期生会と学生隊の運営の緊密化により学生活動の一元化をはかって、同期生団結の母体たらしめるよう不断の刺戟と助言を与えるものとする。

4 期生会発起準備

期生会は当該期生の第1学年前期以降から、時期と気運を考察して逐次その目的と意義を説明指導して、発起のための動機づけを十分行うものとする。

5 期生会の発起

期生会の発起は当該期生の第1学年の中期又は後期の初期（概ね10月～1月）前条の動機づけに基づいて気運の醸成された時期をみて、教務班単位に期生会設立委員を選出せしめて、発起委員会を設けて発起作業に着手せしめるものとする。

6 期生会の発足

- (1) 前項よる発起委員会の期生会設立の準備が完了次第期生会設立のための設立総会を開かしめ、会員、代議員、本部役員並びに期生会の行う活動等を定めて発足せしめるものとする。
- (2) 期生会発足のための設立総会はできうる限り早期に開会しうるよう指導するものとする。

7 期生会の活動

- (1) 期生会の活動は概ね次に掲げる事項によるものとする。
 - ア. 会報及び会員名簿の発行
 - イ. 各種会合の開催

ウ、相互扶助活動

エ、レクリエーション等

- (2) 前項の活動中、期生会会報、会員名簿等の名称及び学生による投稿文並びに各種会合の開催については、防衛大学校学生の品位と風格にふさわしいものとなるよう事前に十分指導するものとする。

8 期生会会則

期生会会則の制定にあたっては努めて学生に自主的に草稿を起草せしめるものとする。

9 期担当指導教官の服務

(1) 業務

各期に期担当指導教官1名及び付指導教官17名をおく。

期担当指導教官には首席指導教官を、付指導教官には次席指導教官(大隊担当)1名及び各大隊から4名の指導教官(陸2,海1,空1の基準)を充て、その任期は1年とし、毎学年度開始前に訓練部長が指名する。

期担当指導教官は、期生会の活動を指導するほか、期学生の補導を実施する。

付指導教官は、期担当指導教官を補佐する。

(2) 指導上の着意事項

ア、期の団結の確立

防大においては期生会というものを同期生間の親睦団体と考え、同期生間の強固なる連帯感と団結の醸成という観念には乏しく、まして切磋琢磨という同期生相互の資質の向上を計るという姿が欠ける傾向がある。同期として融和団結はもとより、同期生会を通じて各学年に応ずる立場を自覚させる必要がある。

イ、期生会諸行事の指導

入校してから卒業するまでの間、期生会として、又は学年としての諸行事が多くある。これらは每期必ずしも同一とはいえ

ないが、まず大筋は同じようである。これらを事前に担当指導官として十分把握し、時間的余裕をもって誤りのないよう指導調整する必要がある。

(3) 各学年において実施する主要行事及び留意事項

ア. 第1学年

- (ア) 期生会の目的の理解
- (イ) 期生会の結成
 - a. 役員選出
 - b. 規約作成
 - c. 期生会費—取扱い方、監査の方法
 - d. アルバム作成検討

イ. 第2学年

- (ア) 期生会総会と諸行事の把握並びに自覚の育成
- (イ) 期生会誌の発行
- (ウ) 名簿の作成

ウ. 第3学年

- (ア) 期生会総会と諸行事の把握並びに自覚の育成
- (イ) アルバム関係事務の掌握
- (ウ) 会計監査
- (エ) 4学年への贈物に対する処置

エ. 第4学年

- (ア) 期生会総会と諸行事のは握並びに自覚に育成
- (イ) 期生会年度行事計画の作成
- (ウ) 勤務学生、綱領実践委員、校友会との連携
- (エ) アルバム契約
- (オ) 開校記念祭諸行事参加
- (カ) 百日祭
- (キ) 卒業記念品
- (ク) 謝恩パーティー
- (ケ) 卒業後の活動要領についての指導

第9節 学生綱領

1 制定の経緯及び実践要領

学生綱領は、第8期生が4学年の時に学生自らの手によって草案を作成し第9期生によって完成されたものである。綱領は、学生行為の規範であり、その身を高く持する道德の水準であるとともに、3つの徳目は自衛官としての必須の資質である。学校は、この綱領の精神が全学生によって培われ、教育目的達成に寄与するところが極めて大であることを期待し、積極的にその実践の推進に意を用いているところである。学生は、自ら綱領実践委員を選出し、これが実践の促進にあたっており、必要に応じ討論会、集会等を行っている。

2 指導要領

綱領実践委員の自主性を尊重するとともに、活動の積極化を助長するよう助言等により指導する。この際、各勤務学生による指導との連携、調和に留意する。

第6章 業務処理

第1節 補導実施予定表

予定表のとおり。

補導実施予定表

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
主 行 事	新入生専攻 ・入校式 ・新学友会 ・新学友会 ・新学友会	入学式 ・入学式 ・入学式	入学式 ・入学式 ・入学式	入学式 ・入学式 ・入学式	入学式 ・入学式 ・入学式	入学式 ・入学式 ・入学式	入学式 ・入学式 ・入学式	入学式 ・入学式 ・入学式	入学式 ・入学式 ・入学式	入学式 ・入学式 ・入学式	入学式 ・入学式 ・入学式	入学式 ・入学式 ・入学式
区 分	各学年補導関係資料の作成 新導学生選考作業 (3年) 新導学生選考作業 (3年) 身体上選導学生 (転身承認) の指定作業 指導教官の選・高・空特統校制作	中長期個別指導学生選考作業 学生選考委員会内閣議決 学生選考委員会内閣議決	中長期個別指導学生選考作業 学生選考委員会内閣議決 学生選考委員会内閣議決	中長期個別指導学生選考作業 学生選考委員会内閣議決 学生選考委員会内閣議決	中長期個別指導学生選考作業 学生選考委員会内閣議決 学生選考委員会内閣議決	中長期個別指導学生選考作業 学生選考委員会内閣議決 学生選考委員会内閣議決	中長期個別指導学生選考作業 学生選考委員会内閣議決 学生選考委員会内閣議決	中長期個別指導学生選考作業 学生選考委員会内閣議決 学生選考委員会内閣議決	中長期個別指導学生選考作業 学生選考委員会内閣議決 学生選考委員会内閣議決	中長期個別指導学生選考作業 学生選考委員会内閣議決 学生選考委員会内閣議決	中長期個別指導学生選考作業 学生選考委員会内閣議決 学生選考委員会内閣議決	中長期個別指導学生選考作業 学生選考委員会内閣議決 学生選考委員会内閣議決
要 項	①新入生専攻 ②入校式 ③新学友会 ④新学友会 ⑤新学友会	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式
学 年 別	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式
学 年 別	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式	①入学式 ②入学式 ③入学式
備 考	1. 頭補導学生選 (1月、2月、3月、4月) 2. 大塚補導委員会 (1月) を基に必要の部 3. 首尾指導委員会 (1月) を基に必要の部 4. 期別指導委員会 (1月) を基に必要の部 5. 4月期別 (1月2回を基に、本週目)											

第2節 指導記録

1 一般的留意事項

- (1) 指導記録は補導の基本的手段として重要な事項の一つである。
即ち、学生の入校以前の生活歴、入校動機、性格、入校後の生活状況、成績、課外活動、健康状態等についてその都度記録し更にこれを追隨し観察し、それによって学生の進歩向上の促進または問題点の指摘と助言等に資するものである。
- (2) 指導記録は担当指導教官が直接記録するものであり、記載内容の加除訂正、または変更事項がある場合はその都度、担当指導教官が記録するものとする。
- (3) 入校当初における記入は担当指導教官が直接指導して本人に行わせ、じ後面接して確認補備するものとする。
- (4) 記入にあたっては前任者の記録にこだわることなく、自己の観察結果に基づき、できるだけ客観的で適正な記録を行うものとする。
- (5) 記入は黒インクまたは黒ボールペンを使用し楷書とする。

2 履歴の記載要領

号	欄	記 載 要 領
1	写 真	1. 制服着用、上半身、脱帽、胸部に氏名札、約縦3cm横2.5cmのものを糊付け 2. 下欄の撮影年月日は算用数字で記入
2	本 籍 地	1. 学生の本籍地を記入 2. 戸籍謄本で確認
3	家庭通信先	1. 上欄に学生の家庭または実際に生活の根拠となっている場所の住所（ふりがな）氏名（ふりがな）続柄、関係電話番号を記入 2. 最寄駅警察署欄は〇〇駅、〇〇署と記入 3. 下欄は上欄記入の通信先に変更のあった場合に使用

4	家庭の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1. 記入範囲は親、兄弟、姉妹、同居する祖父母を基準とする。 2. 氏名はふりがなをつける。 3. 続柄は学生本人との関係を記入 4. 年齢は入校時における年齢とする。 5. 住所は現住所を詳細に記入 6. 職業その他は職業または〇〇大学学生等と記入 7. 記事欄は主として父兄の勤務先、配置、仕事の内容または生計に必要な参考事項を記入する。 8. 宗教欄は単に仏教、神道等と記入せずその宗派まで記入
5	親戚・知己	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前項家庭の状況欄に準じて記入する。知己は特に親しいものまたは本校近在のものを記入 2. 特別外出日等に宿泊に利用する場合は職業その他の欄に赤インクで○を記入
6	学 校	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上欄から下欄に最近のものから記入 2. 学校名は県立、私立〇〇高校と記入 3. 所在地は〇〇県〇〇市〇〇町と記入 4. 期間は算用数字で11.4~14.3の要領で記入
7	職 歴	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前項に準じ、上欄から下欄に最近のものから書く。 2. 仕事の内容その他特に参考となる事項がある場合には職歴欄の適宜の場所が初度面接記録欄に記入 3. アルバイト等も職歴に準じて記入
8	特技・資格・免許	<ol style="list-style-type: none"> 1. この欄に記入する特技・資格・免許は自動車運転免許、海技免許等一般に官公庁から発行されるものを記入

		2. 武技、体技に関する資格、段級等は服務 身体歴、体力測定結果記事欄に記入
9	認 証	1. 担当次席指導教官（中隊担当）及び担当 指導教官がそれぞれの欄に認証を行う。 2. 期間は算用数字で14.4～15.3の要領で記 入

3 成績歴の記載要領

号	欄	記 載 要 領
1	学修成績	学生管理システムで該当する学生の成績を 確認 1. 結果欄に点数、評定記号、順位を記入 2. 備考欄には欠点科目（単位数）及びその 他参考事項を記入

4 服務、身体歴の記載要領

号	欄	記 載 要 領
1	入校前既往症	1. 主な病歴について病名、期間、年令を記入 2. 血液型を記入する。不明なものの検査に ついては検査結果を待って記入 3. ツベルクリン反応陽転の年令を記入
2	姿勢測定結果	1. 姿勢検査記録表（体育室で作成）を転記 2. 総合判定、所見欄はABCの何れかに○ をつけ、記録表の備考欄に記入してある事 項を記入
3	身体検査結果	入校時及び定期身体検査の結果を記入
4	体力検定結果	1. 記録は入校訓練時及び1～4学年の測定 結果を記録 2. 検定結果はそれぞれ該当欄の左欄に記録 秒時、回数等を記入し右欄に該当する得点 を記入 3. 測定を受けなかった項目は空欄とし記事

		<p>・欄にその理由を記入</p> <p>4. 再測定をした場合は最右欄に記入</p>
5	水泳・スキー	<p>1. 水泳欄は級・遠泳の距離及び時間を記入</p> <p>2. その他の欄には武技、体技の段級を記入し、入校時段級の所持者は1学年時のところに記入</p> <p>3. スキー欄は該当する項目を○で囲む。</p>
6	適性	<p>1. 航空適性欄に心理適性及び身体適性結果を記入</p> <p>2. クレペリン作業素質検査の結果を記入</p>
7	服 務	<p>長期勤務学生、係学生、同付等服務した種別を記入</p>
8	校友会活動	<p>1. 運動部欄には所属する運動部、運動部系同好会及び委員会の名称を記入（儀仗隊を含む）</p> <p>2. 文化部欄には文化部、文化部系同好会及び委員会の名称を記入</p> <p>3. 役員その他の欄には、校友会の部等の主将、マネージャー等の役職及び代議員並びに期生会役員、綱領委員会の委員等を記入</p> <p>4. 記事欄には顕著な試合成績または退部した理由等を記入</p>
9	入校後病傷歴	<p>1. 休務3日入院1日以上の病歴について記入</p> <p>2. 期間欄は、算用数字で14.5.8～14.5.13の要領で記入</p>
10	見出し欄	<p>1. それぞれに該当する欄に所要事項を記入</p> <p>2. 期別は卒業期別とし在学中は鉛筆で記入</p>

5 生活欄の記載要領

号	欄	記 載 要 領
1	読 書	1. 書名欄には学生の愛読する図書名を記入 2. 摘要欄には学生が感銘を受けた部分またはその書物に関する感想等を記入
2	趣 味	摘要欄にはその程度を記入
3	性格・特徴	長所及び短所はそれぞれ学生自身が自覚しているもの及び家庭通信等で父兄の承知している長所短所を記入
4	入校動機	本校入校の動機をできるだけ詳細、具体的に記入
5	高等学校における状況	1. 学業については得意とする学科、不得意とする学科及び高校における修学成績の概評を記入 2. 体育については特に得意とするもの、または不得意とするものまたは選手等で出場した種目等を記入 3. 生徒会については学生の従事した委員、役員及びその活動の状況を記入
6	生 活 歴	1. 学生の生いたちから防大入校までの経過、家庭の状況、環境、心理的变化等について順次に、またでき得る限り詳細に記入 2. 次の事項は赤線のアンダーラインを引く。 (1) 父母の死亡 (2) 後遺症の原因となっている傷病の状況 (3) 顕著な事件で将来の補導上特に参考となる事項。 3. 家庭の状況の変化については在校中も順次補足記入

- 6 指導記録は5、6頁を第1学年用とし、以下必要に応じ次頁を使用する。各学年の記録開始は補足用紙の奇数頁から始める。

号	欄	記 載 要 領
1	心理的検査 参考資料	YG検査の結果を表紙裏面に貼り付け、その結果を心理的検査参考資料欄に記入
2	初度面接記録	学生の着校直後初めて面接を実施したときの印象等を中心に本人の概形及び入校動機、家庭事情等の特異事項についてできる限り具体的に記入し、末尾に入校序列を記入したのち記入者の捺印をする。
3	指導実施記録記事	指導実施記録の記事欄には順序を追って担当指導教官の観察または指導を実施した事項について記入しその都度末尾に記入者の捺印をする。記入内容は概ね次のとおりであるが担当指導教官が交代しても本人の概形がつかめるよう、でき得る限り具体的に記入 1. 面接により受けた印象 2. 特に、長所、短所と考えられる点並びにこれに対する具体的指導事項 3. 学生の思考または心理的变化の状況 4. 事故の詳細 5. 賞罰（赤字で記入） 6. 共通補導に現れた特異な徴候 7. 勉学状況、特に防衛学、訓練の状況 8. 学生隊状況の状況 9. 体育、課外活動の状況 10. 校外における行動、交友関係 11. 健康状況（病状の推移、公務認定申請状況等を含む。） 12. その他
4	適性評定	1. 小隊評定の各評定項目の点数を○印で記

		<p>入</p> <p>2. 評定結果欄は小隊評定にあつては合計点及び評価記号を中隊にあつては評価記号及び序列を記入</p> <p>3. 上級生、相互、自己欄はそれぞれ評価したものの数を算用数字で記入</p> <p>4. 学年末所見欄には学年末における人物概評を記入し特に将来指導上重点を置くべき事項について記入し末尾に記入者の捺印をする。</p>
5	見出し欄	<p>1. 該当する欄に各所要事項を記入</p> <p>2. 期別は卒業期別とし在学中は鉛筆で記入</p>

第3節 退校学生の処置

退校を申し出た学生に対してはよくその真意を調査し事情やむを得ないと判断した場合は特に慰留する必要はない。ただし学生の一時的な迷い、知識経験等の不足から誤った認識（特に自衛隊の使命、必要性、将来性や自己の性格的、身体的適応性等）による退校の申し出に対しては懇切な指導を行う必要がある。

特に留意すべき事項

- 1 本人は退校したいが保護者が強く反対する場合の退校
 - (1) 特に家庭との連絡を密にし要すれば父兄等の来校面談を要請する。
 - (2) 父兄等が来校できない場合は、近在の親類等に来校を要請する。
 - (3) 状況により、地方連絡部に父兄等との面談を依頼する。
 - (4) 本人を休暇帰省させ家族と談合させる。
 - (5) 学校から飛び出し行方不明となる場合が多いのでこの面についての指導および所要の監視を行う。
 - (6) 要すれば、保護者の理解説得を学生課長・訓練部長に依頼する。
 - (7) 退校にあたっては原則として、退校願に添えて親または保護者の同意を必要とする。ただし、真にやむを得ない事情により保護

者等の同意が得られない場合には、本人の退校後にそれを保護者が知るごとのないよう、保護者と密接な連絡をとり、「本人の意志で退校する」旨を保護者に事前に通知する。退校願には「保護者等の同意は得られないが、本人の意志で退校する。」旨を明記させ処置する。(防大訓学第211号54.6.7)

2 一学年の入校直後における退校

- (1) 入校直後における心身両面における不安定な状態における申し出を考慮し特にその原因を探求して指導する。
- (2) 他の不安定な者に対する波及を考慮し、努めて早期に処置する。
- (3) 退校(辞退)者の取扱いについては、毎年総務課と調整のうえ出される学生課長からの業務連絡による。
- (4) 主な原因として考えられるもの。
 - ア. 防衛大学校に対する認識不足
 - イ. 他大学への進学
 - ウ. 学生舎生活、修学に対する性格的不適応

[参考]

退校手続のための書類等

1. 本人の退校願;別紙第1
2. 退校学生説明資料;別紙第2-1
3. 退校までの経緯;別紙第2-2
4. 退校同意書;別紙第3
5. 入校時身上調査;別紙第4
6. 退校手続に伴う処置事項参照
退校チェックリスト;別紙第5

別紙第1

決 裁	学校長	副校長	幹事	総務部長	訓練部長	学生課長	学生課
	合議			総務課長	首席指導教官	次席指導教官 (大隊)	担当指導教官

退 校 願

防衛大学校長

殿

平成 年 月 日

第 小隊 第 学年 専門 要員 教務班 班 (氏名) 印

下記の事由により退校を願出ます。

事 由	1 退校理由 2 今後の方針 3 帰省先 4 出身高校
添付 書類	別紙第1:「退校学生説明資料」 別紙第2:「退校同意書」 別紙第3:「入校時身上調査」
所 見	第 中隊次席指導教官 印
決 定	第 大隊首席指導教官 印

退校学生説明資料

第 中隊長席指導教官

㊦

小隊	学年	要員	専門	氏名	生年月日		
本籍地							
出身高校				卒業年時			
父兄住所							
帰郷先住所							
家庭の状況							
続柄	氏名	年齢	職業	続柄	氏名	年齢	職業
退校までの経緯	付紙のとおり						
	指導教官所見						
第 小隊指導教官							
学年	学科成績	訓練成績	適性評定	入校状況			
4				1 入校序列			
3				2 推薦の有無			
2				3 入校動機			
1				4 その他			
				(1) Y-G			
				(2) 体力測定			
				(3) 校友会			
進退校後の路				その他			

別紙第2-2
付 紙

退 校 ま で の 経 緯

月 日	学 生 の 状 況 等	指 導 事 項 等

退校同意書

小隊

氏名

生年月日

右の者（理由）のため退校することに同意します

平成 年 月 日

保護者の住所

続柄 氏名

印

防衛大学校長

殿

入 校 時 身 上 調 査

8 入校動機（もっとも強い動機に◎ その他二つ以内に○を付せ）

- (1) 国防の重要性を認識して入校した。
- (2) 規律ある団体生活が好きで入校した。
- (3) 心身の鍛練のため入校した。
- (4) 自衛隊幹部は魅力あるあるいは安定した職業と考えたので入校した。
- (5) 防大で理工系（または人社系）の勉強がしたくて入校した。
- (6) 学資がいらないので入校した。
- (7) 志望校には入れなかったので入校した。
- (8) 特に理由がないが次の人に強くすすめられたので入校した。

ア 父母兄弟姉妹 イ 親戚（ ） ウ 先生 エ 先輩・友人

- (9) その他（動機を書く）

9 防大に対する認識

- (1) 幹部自衛官を養成する学校であることは
ア よく知っていた。 イ 大体知っていた。 ウ 知らなかった。
- (2) 学生舎の規律ある団体生活については
ア よく知っていた。 イ 大体知っていた。 ウ 知らなかった。
- (3) 一般大学に準ずる課程に加えて防衛学・訓練が実施されることは
ア よく知っていた。 イ 大体知っていた。 ウ 知らなかった。

10 防大卒業後幹部自衛官として進むことについて、現在のところ

- (1) 自衛官として進むことは、当然と考えている。
- (2) やや不安があるが、自衛官として進むつもりである。
- (3) できることなら自衛官として進みたくないと考えている。

退校チェックリスト

第	小隊	学年	昭和	年	月	日生	歳		
平成	年	月	日	入校	平成	年	月	日	退校
氏名									
本籍地									
転出先									
課(係)名	業務内容	係検印	備考						
厚生課総務係	電話システムの解約								
厚生課第1係	長期給付の手続								
〃	貸付金等の返済								
〃	貯金通帳の整理								
〃	貸し出し図書及び物品の返納								
〃	共助金・記念品受領								
厚生課第2係	月賦・校外クラブ関係								
会計課給与係	学生手当の精算								
各大隊共用間	貸与被服の返納等								
衛生課衛生係	学生診療証の返納								
〃	継続診療の有無								
教務課教務係	名簿の削除								
図書館閲覧係	図書の返納								
体育教室	体育手帳の返納								
訓練課器材係	共通訓練必携								
〃	陸・海・空要員必携								
学生課学生係	学生証の返納								
〃	転出届用紙の受領								
学生課補導係	県人会名簿の削除								
〃	人事記録の記入								
〃	学生必携の返納								

注：退校の年月日は、鉛筆書きとする。

第4節 継続療養

1年以上学生であった者が退校する場合で、退校時療養を受けており、その後も引き続き療養を受けようとする場合は、帰省先の地方連絡部長から継続診療証の発行を受けることができる（防衛庁職員給与法施行令第17条の7）

1 継続療養期間

当該療養の給付に係る疾病または負傷について療養給付を開始した後5年間（通常初診から5年間）

2 必要書類

- (1) 継続療養願
- (2) 診断書
- (3) 療養経過書
- (4) 参考資料

3 書類作成要領

- (1) 継続療養願；別紙第1
- (2) 診断書；医師（医官）の発行する診断書
- (3) 療養経過書；形式は下記の例による（B-5使用）。

療養経過書		
13. 6. 16	初診	防大医務室
13. 6. 23	通院	自衛隊中央病院
13. 6. 30		
～	入院	同上
13. 7. 7		

(4) 参考資料；書式は下記による（B-5使用）。

参 考 資 料	
1.	氏 名
2.	生年月日
3.	入校年月日
4.	個有番号
5.	住 所（療養を受けようとする帰省先）
6.	継続療養を受けようとする病院
(1)	病 院 名
(2)	所 在 地
7.	療養の区分（入院・通院の別）

4 書類の提出等

- (1) 担当指導教官は退校学生がある場合、必ず継続療養の要・不要を確認する。
- (2) 継続療養を要する場合は、学生に書類を作成させ、順序を経て学生課に提出させる。

根拠 防衛庁職員給与法第29条

別紙第1

決	学校長	副校長	幹事	総務部長	訓練部長	学生課長	学生課
	合 議			総務課長	首席指導教官	次席指導教官 (大隊)	担当指導教官
裁							

継 続 療 養 願	
平成 年 月 日	
防衛大学校長 殿	
第 小隊 第 学年 専門 要員 教務班 班 (氏名) 印	
下記の事由により継続療養を願います。	
事 由	1 継続療養を受けようとする理由 2 退校予定 平成 年 月 日付で退校願いを提出
添付 書類	1. 診 断 書 2. 療養経過書 3. 参考資料
所 見	
決 定	

第5節 懲戒処分

- 1 学生が自衛隊法第48条第3項の各号及び訓戒等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第33号）に基づく訓戒、注意に該当した場合は、学校長から退校、停学（1ヶ月以下）、戒告、訓戒及び注意（以下「懲戒処分等」という。）が行われる。なお懲戒権者たる学校長の訓戒及び注意には至らないが教育上不問にすることが適当でない場合には、訓練部長注意または首席指導教官注意が実施される。
- 2 懲戒処分については、防衛大学校本科学生の懲戒処分等の基準に関する達（防衛大学校達第6号(6.9.26)）に基づき、懲戒等補佐官の審理の上、学校長が決定する。
- 3 懲戒処分等に該当する学生があった場合は通常調査官が命ぜられる。調査官は事案の調査を行い調査報告書に当該学生の供述書その他規律違反の事実の有無を証明するに足る関係資料を添え、懲戒処分等の要否に関する意見を付して、学校長に報告するものとする。
（「防衛大学校本科学生に対する懲戒処分等の手続に関する達」（防衛大学校達第13号）参照）
- 4 処分された学生の指導
 - (1) 停学処分を受けた学生は学生舎内において自戒謹慎させるものとし課業及び勤務にはつかせない（反省日誌、所感等を書かせて指導する）。（第6章第7節「停学学生の取扱い」参照）
 - (2) 戒告以下の処分を受けた学生は所要の指導を行うとともに必要に応じ外出（泊）を禁止し謹慎させる。

参 考

1. 自衛隊法第48条第3項の各号
 - (1) 学生としての義務に違反しまたは学業を怠った場合
 - (2) 学生たるにふさわしくない行為があった場合
 - (3) その他この法律または法律にもとづく命令に違反した場合

2. 懲戒等補佐官
総務課長、訓練課長、学生課長及び教官 1 名
3. 事故報告 別紙第 1-1
4. 事故報告届 別紙第 1-2
5. 通知内容報告 別紙第 1-3
6. 通知系統等一覧 別紙第 1-4
7. 事故発生時の手続きの流れ 別紙第 1-5
8. 申立書 別紙第 2
9. 調査報告書 別紙第 3
10. 供述調書 別紙第 4

第6節 事故発生時の処置要領

1 事故発生時の手続きの流れ

別紙第1-5のとおり。

2 各種報告について

(1) 事故報告

ア. 趣旨

事故速報に該当しない事故が発生した場合、第1報として報告するものである。

イ. 報告先

訓練部長

ウ. 報告者

事故の発見者または担当指導教官等

エ. 報告時期

事故発覚後、速やかに

オ. 報告様式

別紙第1-1のとおり。

(2) 事故報告届

ア. 趣旨

事故発生の経緯、原因及び当該学生の反省の度合いを確認することにより、訓練部内の指導内容を決定するためのものである。

イ. 報告先

訓練部長

ウ. 報告者

事故を起こした学生

エ. 報告時期

訓練部内の指導事案と判断した後、速やかに

オ. 報告様式

別紙第1-2のとおり。

(3) 事故内容の開示

ア. 趣 旨

学生及び職員に対し、服務事故事例及び処分の内容を正しく通知することにより学生及び職員に対し教訓を与え、同様な事故の未然防止を図るとともに根拠のない噂、推測等による学生の動揺、指導教官等に対する不信感の払拭を図る等補導に資するものである。

イ. 通知する事案の決定

事案の軽重、当時の状況により訓練部長が決定する。

ウ. 通知内容報告

別紙第1-3の記載事項に基づくものとする。

エ. 通知時期及び通知要領

事故発覚後速やかに通知することを原則とし、訓練部長が決定する。

オ. 通知系統

学生及び指導教官への通知は指揮（指導）系統をもって実施する。なお、事案の軽重により学生への通知者をその都度訓練部長が指定、学生隊本部に対する通知は学生課が担当する。

細部は別紙第1-4のとおり。

(4) 事故速報

「服務事故に関する事故速報について」（防大総第825号48. 12. 24）のとおり。

別紙第1-1

注意

訓練部長	訓練課長	学生課長	学 生 課	大塚館指導教	大塚館指導教	担当指導教官

事 故 報 告

1 報告者：所属（官職）

氏名

印

2 報告日時：

事故名	
関係者	第 学年 要員 専攻 校友会： 氏名：
発生日時	
発生場所	
事故の概要	<p>1 事故発生の経緯</p> <p>2 事故の原因（動機等）</p>
処置等	

訓練部長	訓練課長	学生課長	学 生 課	大隊指導教官	大隊次席指導教官	指導教官

事 故 報 告 届	
平成 年 月 日	
第 小隊 第 学年 要員 専門 教務班 班 氏名 印	
事 故 名	
事故発生年月日	
事故発生場所	
事 故 内 容	添付書類のとおり。
所 見	第 小隊指導教官 印
	第 中隊次席指導教官 印
	第 大隊首席指導教官 印
参 考 事 項	1 長期勤務学生等の有無 2 過去の賞罰 3 その他特異事項
決 定	

事 故 内 容

1 事故発生の経緯

2 事故の原因（動機等）

3 今後の生活に対する心構え（自己の反省）

訓練部長	学生課長

担当者

通知内容報告

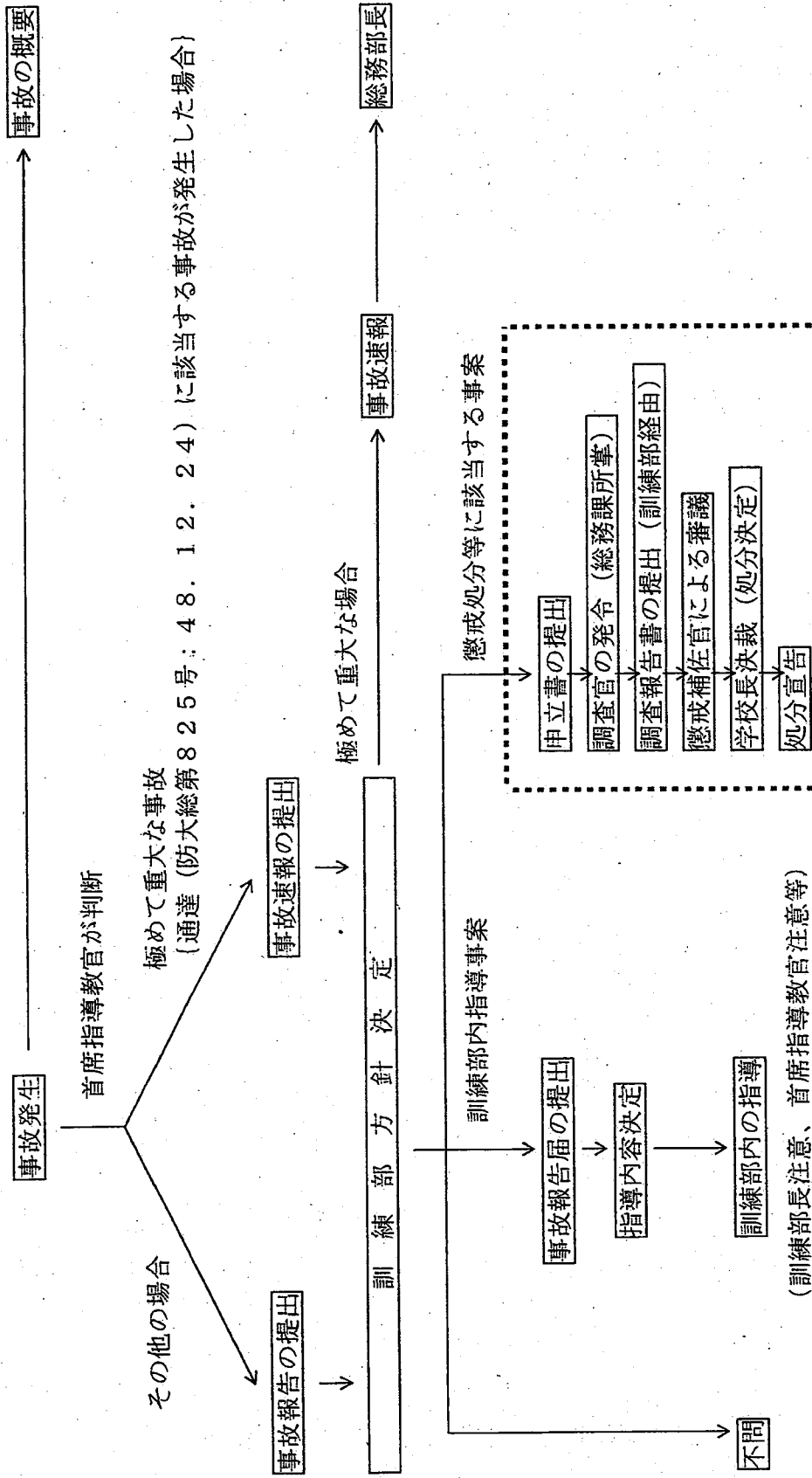
①所属	第	小隊	学年	第	学年	氏名
②事	案					
③違反の概要						
④懲戒処分等内容						
⑤外出制限期間等						

- 1 本報告は学生課が作成
- 2 ①～④は「事故報告」「事故報告届」等に基づき記述
⑤は大隊に確認し記述

通知系統等一覧

		通知担当者	通知時期	通知要領
首席注意		各首席指導教官所定		
軽 処 分	部長注意	中隊長指導教官 (状況により小隊 指導教官)	訓練部長の指示 (原則：処分決定時)	口頭
	学校長注意			
	訓 戒			
	戒 告			
重 処 分	停学5日以内	首席指導教官 (状況により小隊 指導教官)		
	退学6日以上			
	停学20日以上			
	退校			

事故発生時の手続きの流れ



※ 内については、防衛大学校本科学科学生に対する懲戒処分等の手続きに
関する達 (防衛大学校達第13号: 5. 6. 24) のとおり。

平成 年 月 日

防衛大学校長

〇 〇 〇 〇 殿

申立人 所属 官職 氏 名 印

申 立 書

学生の規律違反につき次のとおり申立てする。

- 1 被申立人 所属 学年 要員 専攻 氏 名
- 2 被疑事実
- 3 証 拠

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

防衛大学校長

○ ○ ○ ○ 殿

調査官 所属 官職 氏 名 印

調査報告書

学生の規律違反被疑事実につき調査の結果を次のとおり報告する。

- 1 被疑者の所属 学年 要員 専攻 氏 名
- 2 被疑事実
- 3 調査の概要
- 4 証 拠
- 5 参考事項
 - (1) 生年月日
 - (2) 本 籍 地
 - (3) 留守担当者住所
 - (4) 家庭の状況
 - (5) 出身高校
 - (6) 成 績 等 (学科成績、訓練成績、適性評定等)
 - (7) 校友会活動
 - (8) 性 格 (YG検査、クレペリン検査、担当指導教官所見等)
 - (9) 賞 罰
 - (10) 部内外に及ぼす影響
 - (11) その他
- 6 調査官意見

供述調書

所属 学年 氏 名

上記の者の規律違反被疑事実について 年 月 日 ○○○におい
て、本職に対し任意次のとおり供述した。

問

答

問

答

被疑者 所属 学年 氏 名 印

以上のとおり録取し、読み聞かせたところ相違ない旨申し述べ、署名押印した。

年 月 日

調査官 所属 階級 氏 名 印

第7節 停学を命ぜられた学生の取扱い

1 服務の基本

補導教育等を通じ、反省自戒させ、防衛大学校学生としてあるべき姿を自覚させる。

2 服務要領

(1) 服務の担任

ア. 首席指導教官

イ. 必要により、当該学生が所属する大隊の大隊補導顧問または教育補導顧問等

(2) 服務場所

首席指導教官の定めるところによる。

(3) 服務内容

次に示すもののうち、当該学生の停学期間に応じて服務内容を精選し、実施するものとする。

ア. 補導教育

イ. 補導顧問等による補導教育、訓話等

ウ. 服務日誌等の作成

エ. 指定図書の読書

オ. 指定する運動、訓練及び作業への参加

カ. その他、首席指導教官の定めるもの

(4) 服務期間中の制限

ア. 学生舎から離れて食堂及び浴場以外の場所へ行く場合は、担当指導教官（課業外は大隊当直幹部）の許可を受けるものとする。この場合、売店及び委託食堂等の利用は許可してはならない。

イ. 娯楽を許可してはならない。

ウ. 校友会活動を許可してはならない。

エ. 点呼は服務場所で受けさせ、課業整列には参列させないものとする。

オ. 服装は朝食時から消灯時までには常装とする。ただし、運動、

作業等で必要な場合は首席指導教官の許可により体育服装または作業服装等をさせることができる。

カ. 外出・休暇等については病気休暇及び特別休暇（年末年始を除く）以外、許可してはならない。

(5) 服務期間中の指導・監視

当該学生の心（身）情を踏まえ、適宜行うものとし、その細部は首席指導教官の定めるところによる。

3 勤務学生の取扱い

(1) 長期勤務学生はその指定を解く。

(2) 短期勤務学生はその停学期間にかかる週の勤務につけないものとする。

4 報告等

(1) 首席指導教官は、停学期間の前日までに服務要領、日課時限等服務計画を作成し、訓練部長に報告するものとする。

(2) 停学期間満了後、首席指導教官は服務指導成果を訓練部長に報告提出するものとする。

(3) 退学期間満了により学業につくに際しては、学校長に対し誓約書（記載例：別紙）を提出させるものとする。

根拠 停学を命ぜられた学生の取扱いについて（防大訓学第315号47.10.31）

別紙

誓約書記載例

平成 年 月 日

防衛大学校長

〇 〇 〇 〇 殿

所属

学年 氏 名 印

誓約書

私は、平成 年 月 日をもって停学期間を満了いたしましたので、学業に復帰するに際して、以後学生としての服務の本旨にもとらないことを誓約いたします。

第8節 適性評定

1 適性評定の主眼

適性評定（以下「指導教官評定」という。）は、担当指導教官が日常起居の間を通じ、学生個々の性格、態度等をし細に観察することにより、学生を評価し、学生補導の資を得ることを主眼とする。適性評定の実施に際しては、他の職員等からの資料等及び指導教官評定とは別に学生に行わせる評定（以下「学生評定」という。）の結果等を参考にして、努めて客観的な評価を行うとともに、学生の個々に応ずる適正な助言及び矯正向上のための事項を明確にしておくよう着意しなければならない。また、学生に評定を行わせるに際しては、学生が将来幹部自衛官としての資質、特に自己の観察力を養うための自己陶やを図るよう留意しなければならない。

2 用語の定義

- (1) 自己評定・・・学生自身が自己に対して行う評定
- (2) 上級生評定・・・室長としての第4学年が当該室員の下級生に対して定期的に行う評定
- (3) 小隊評定・・・担当指導教官が当該小隊の学生に対し定期的に行う評定
- (4) 中隊評定・・・次席指導教官（中隊担当）が当該中隊の学生に対して定期的に行う評定
- (5) 特別評定・・・各評定終了後、評定の結果の変更を伴うような特異な状況を示した学生に対し、次席指導教官（中隊担当）が特別に行う評定
- (6) 臨時評定・・・次席指導教官（中隊担当）または指導教官が転出時等に臨時に行う評定
- (7) 職員等・・・大学校に勤務する職員と部隊実習時等における大学校職員の学生の教育担当者

3 適性評定の項目及び評定基準等

- (1) 学生評定・・・別紙様式第1及び別紙様式第2

(2) 指導教官評定：・・別紙様式第3

4 評定期間及び評定実施時期

適性評定の種類		評定期間			評定実施時期
学 生 評 定	自己評定	前期	1 学 年		実施せず
			2・3・4学年	前年度の10月16日～ 3月31日	学年進級直後
		後期	全 学 年	当該年度の 4月1日～10月15日	期間終了直後
	上級生評定	前期	4月1日～夏季休暇終了		それぞれの 期間終了後
		中期	夏季休暇終了後～冬季休暇終了		
		後期	冬季休暇終了後～2月10日		
指 導 教 官 評 定	中・小隊	前期	4月1日から10月15日まで		同 上
		後期	10月16日から2月10日まで		
	特別評定	2月11日から3月31日まで		必要と認めたとき	
	臨時評定	中（小）隊評定期間終了後から転出までの期間		次席指導教官（中 隊担当）または指 導教官転出前	

5 評定書の提出先及び提出期日

評定書等	提出(通知)先	提出(通知)期日		
		前 期	1 学 年 2・3・4学年	後 期
自 己 評 定	自己の所属する 指導教官			
			4月15日	
			10月31日	
上級生評定	派遣先の 指導教官	前期	9月5日	
		中期	1月10日	
		後期	2月15日	
指導教官評定	次席指導教官 (中隊担当)	前期	10月20日	
		後期	2月20日	
中隊評定の 適性評定一覧表	首席指導教官	前期	10月25日	
		後期	2月25日	
適性評定連絡表	指導教官	前期	10月10日	
		後期	2月10日	

6. 評定書の種類、評定者、被評定者及び評定内容

種類	評定者	被評定者	評定内容
自己評定	学生	自己	評定書による内容
上級生評定	第4学年室長	室員(下級生)	評定書による8項目ごとの点数と合計点
小隊評定	指導教官	当該小隊の学生	評定書による8項目ごとの点数と合計点及び評価記号
中隊評定	次席指導教官 (中隊担当)	当該中隊の学生	評定記号
特別評定	同上	当該学生	評定書による8項目ごとの点数
臨時評定	次席指導教官 (中隊担当) または指導教官	当該中(小)隊の学生	中(小)評定に同じ

7. 適性評定連絡表の作成及び作成内容

作成者	作成要領
大隊補導顧問、教育補導顧問及び教務(訓練)担当教官	担当する学生中特に優れていると思われる点または特に劣っていると思われる点のある者について記入する。

適性評定連絡表の様式は別紙様式第4のとおり

8. 評定要領

(1) 学生評定

自己評定書及び上級生評定書により評定を行う。自己評定書は2部作成し、1部を学生が所持し、1部を担当指導教官に提出する。

(2) 小隊評定

担当指導教官が適性評定連絡表その他職員等からの資料を参考にして、小隊ごと学年別に指導教官評定書により評定を行う。この場合、評定に当たっては、各評定項目について絶対評価を行った際各評価の点を合計し4段階に区分して上位からA、B、C及びDの評価記号を記入する。A、B、C及びDの配分は、

A : 20%, B : 30%, C : 30%, D : 20%の率とする。ただし、担当指導教官は、小隊の状況を勘案して各評価記号記入の際5%を限度に配分を変更できる。また、指導教官評定書の各評定項目の評価が次の各号の一に該当する者の適性評定はEと評定する。

ア. 1点の評定項目が二つ以上ある者

イ. 1点の評定項目が一つあり、2点の評定項目が第4学年及び第3学年にあつては二つ以上、第2学年及び第1学年にあつては三つ以上ある者

ウ. 2点の評定項目が第4学年にあつては五つ以上、第3学年にあつては六つ以上、第2学年にあつては七つ以上ある者及び第1学年にあつては全ての評定項目が2点である者

(3) 中隊評定

次席指導教官（中隊担当）が担当指導教官から提出された資料に基づき、中隊ごと学年別に適性評定一覧表（別紙様式第5）により評定を行う。

評定記号の配分は小隊評定に同じ。

(4) 特別評定

次席指導教官（中隊担当）が各種評定の結果、特異な状況を示した学生に対して指導教官評定書により評定を行う者とする。

(5) 臨時評定

担当次席指導教官（中隊担当）及び担当指導教官が、中（小）隊評定に準じて評定を行うものとする。

9 記録の整理及び報告

(1) 担当指導教官は、中隊評定終了後、指導記録簿の適性評定個人別記録欄に所要事項を記入する。

(2) 首席指導教官は、適性評定一覧表をもって、前期は10月31日までに、後期は2月28日までに訓練部長（学生課長気付）に報告する。

10 評定書等の保管及び取扱い

(1) 自己評定書（担当指導教官に提出したもの）、上級生評定書及び指導教官評定書は、担当指導教官が保管し、当該評定実施の年

度末にこれを焼却する。

- (2) 適性評定一覧表は2部作成し、訓練部長及び首席指導教官がそれぞれ1部ずつ保管し、首席指導教官は、当該学生の卒業後にこれを焼却する。

自己評定書、上級生評定書、指導教官評定書、適性評定連絡表及び適性評定一覧表の取扱いは、記入後「注意」とする。

11 委任規定

この規則の実施のため必要な事項は、訓練部長が定める。

根拠 本科学生の適性評定実施規則（防大学第445号 55.7.7）

自己評定表

小隊	学年	要員	氏名	評定年月日
自分の健康 について	1 <input type="checkbox"/> 自信がある。	その理由 (左欄で 3 又は 4 に答えた場合)		
	2 <input type="checkbox"/> どちらかといえば自信がある。			
	3 <input type="checkbox"/> どちらかといえば自信がない。			
	4 <input type="checkbox"/> 自信がない。			
自分の性格	1 陽気 ----- 内気	6 社交性 ----- 孤独型		
	2 楽天的 ----- 心配性	7 地味 ----- 派手		
	3 夢想型 ----- 現実型	8 巧速型 ----- 拙速型		
	4 融和 ----- 剛直	9 努力型 ----- 才智型		
	5 自発的 ----- 他動的	10 独創型 ----- 同化型		
長所・短所	自覚している長所		自覚している短所	
	幹部自衛官になることに不安や迷いがあるか。 1 <input type="checkbox"/> ある 2 <input type="checkbox"/> なし		その理由 (左欄で「ある」と答えた場合)	
評定項目		評定段階	次期目標	指導教官所見・指導欄
教育訓練	学科について努力したか (一般教育科目)	1 2 3 4 5		
	(外国語)	1 2 3 4 5		
	(体育)	1 2 3 4 5		
	(専門科目)	1 2 3 4 5		
	(防衛学)	1 2 3 4 5		
訓練について努力したか	1 2 3 4 5			
校友会活動	校友会の活動に努力したか () での活動	1 2 3 4 5		
	() での活動	1 2 3 4 5		
学生隊生活	自主自律的な生活に心掛けたか	1 2 3 4 5		
	同期生とは協力し合ったか	1 2 3 4 5		
	下期生指導は積極的で適切であったか	1 2 3 4 5		
	上級生からの指導には謙虚な態度であったか	1 2 3 4 5		
学生綱領	廉 恥	1 2 3 4 5		
	真 勇	1 2 3 4 5		
	礼 節	1 2 3 4 5		
その他		1 2 3 4 5		
		1 2 3 4 5		

注：記入に際しては記入上の注意を参照すること。

自己評定書記入上の注意

1 があるものは、該当するものに レ 印をつける。 (例) レ

2 自分の性質の記入要領
自分で考えて、自分は、こういう性質であると思った所へ ○ 印をつける。

(例)

自分は、陽気でも内気でもないと思えば、

陽気 |-----○-----| 内気

やや控え目に、ふるまうと思えば、

|-----○-----|

非常に陽気で、はしゃぐと思えば、

○-----|-----|

(項目の説明)

1	友達との会合で、陽気に、はしゃぐ方(陽気)ですか。 控え目に、ふるまう方(内気)ですか。
2	例えば、試験の結果などについて、非常に心配しますか(心配性)。 あまり気にかけませんか。(楽天性)。
3	例えば、自分の将来の夢などを考えることが、よくありますか(夢想型)。 ありませんか(現実型)。
4	議論をした時などに、自分の主張を通そうとしますか(剛直)。 人の説明に妥協しようとしてしますか(融和)。
5	一つの事をするのに、自分で思いついてすることが多いですか(自発的)。 人から言われてすることが多いですか(他動的)。
6	一人で居ることが、好きですか(孤独型)。 大勢と一緒に居ることが、好きですか(社交型)。
7	派手なことが、好きですか(派手)。 地味なことが好きですか(地味)。
8	手早く物事をまとめようとしますか(拙速型)。 ゆっくり細かくやっ行ってこうとしますか(功選型)。
9	自分の道は、努力で開いて行くと考えますか(努力型)。 道は、自分の才能に応じて自然に開いて行くと考えますか(才智型)。
10	自分で、ものを考え出す事が得意ですか(独創型)。 ある定まったものをその通り仕上げる事が得意ですか(同化型)。

3 評定項目

- (1) 校友会活動の欄は、自分の所属する部等を記入し、評定を行う。 例(柔道部)での活動
- (2) 学生網領の欄は、学生必携の学生網領に関する内容を十分に読んだ後、評定を行うものとする。
- (3) その他の欄は、各人毎、自由に項目を記入し、評定を行う。 例「鮮後の勉強」「無線従事者試験勉強」

4 評定段階は、5：非常に優れている 4：優れている 3：普通 2：劣っている 1：非常に劣っているを意味し、該当の点数に ○ 印を付す。

5 次期目標は、簡潔な文章で記入する。 例「現状維持」「英検2級合格」「レギュラー確保」

別紙様式第2

記入後：注意

上 系 及 公 任 官 平 定 規 程

合計点

被 評 定 者	小隊	要員	学年	氏 名		評 定 者	小隊	要員	学年	氏 名	
------------------	----	----	----	--------	--	-------------	----	----	----	--------	--

評 定 項 目	着 眼 点	評 定 尺 度				
		非 常 に 優 れている。	優 れて いる。	普 通 で あり る。	劣 っ て いる。	非 常 に 劣 っている。
理 解 判 断 力	日常生活、勤務等において正しい判断をしたか。 ○ 自己の勤務内容、指導教官等の指示、方針に対する思考力、理解力 ○ 問題や状況に応ずる判断力	5	4	3	2	1
責 任 感	責務遂行に当たって責任感が強かったか。 ○ 自己の責務の遂行意欲 ○ 自己の言行、請勤務の結果に対する責任	5	4	3	2	1
協 調 性	責務遂行上、他の学生と協調的だったか。 ○ 他の学生との協力 ○ 人間関係	5	4	3	2	1
規 律	諸規程及び指導教官等の指導に従ったか。 ○ 諸規程、指導事項の遵守、規律の維持 ○ 服務態度、服従心	5	4	3	2	1
実 行 力	責務を積極的かつ効果的に遂行したか。 ○ 責務遂行意欲 ○ 責務遂行成果	5	4	3	2	1
指 導 力	同・下級生をよく把握し、その指導、勤務上の指揮は十分であったか。 ○ 同・下級生の掌握 ○ 指導力及び勤務上の指揮	5	4	3	2	1
礼 儀	端正な服装、品位と節度ある言動をもって、正しく身を保持したか。 ○ 端正な服装 ○ 品位と節度ある言動	5	4	3	2	1
道 義	将来、自衛官になることに信念を持って生活しているか。 ○ 防衛についての信念 ○ 修学目的の確立 ○ 任官意欲	5	4	3	2	1

別紙様式第3

記入後：注意

指導教官評定書

合計点 _____

記号評価 _____

被評定者	小隊	要員	学年	氏名
------	----	----	----	----

評定項目	着眼点	評定尺度				
		非常に優れている。	優れている。	普通である。	劣っている。	非常に劣っている。
理解判断力	日常生活、勤務等において正しい判断をしたか。 ○ 自己の勤務内容、指導教官等の指示、方針に対する思考力、理解力 ○ 問題や状況に応ずる判断力	5	4	3	2	1
責任感	責務遂行に当たって責任感が強かったか。 ○ 自己の責務の遂行意欲 ○ 自己の言行、諸勤務の結果に対する責任	5	4	3	2	1
協調性	責務遂行上、他の学生と協調的だったか。 ○ 他の学生との協力 ○ 人間関係	5	4	3	2	1
規律	諸規程及び指導教官等の指導に従ったか。 ○ 諸規程、指導事項の遵守、規律の維持 ○ 服務態度、服従心	5	4	3	2	1
実行力	責務を積極的かつ効果的に遂行したか。 ○ 責務遂行意欲 ○ 責務遂行成果	5	4	3	2	1
指導力	同・下級生をよく把握し、その指導、勤務上の指揮は十分であったか。 ○ 同・下級生の掌握 ○ 指導力及び勤務上の指揮	5	4	3	2	1
礼儀	端正な服装、品位と節度ある言動をもって、正しく身を持したか。 ○ 端正な服装 ○ 品位と節度ある言動	5	4	3	2	1
道義	将来、自衛官になることに信念を持って生活しているか。 ○ 防衛についての信念 ○ 修学目的の確立 ○ 任官意欲	5	4	3	2	1

別紙様式第4
記入後：注意

適性評定連絡表

教官名 _____

学 年	小 隊	要 員	教務班	訓練班	氏 名
連 絡 事 項					

適性評定一覽表（年度 期）

番号	小隊	要員	学 年	氏 名	小 隊 評 価									中隊評定		備 考	1 小隊	2 小隊	3 小隊	
					理解判断力	責 任 感	協 調 性	規 律 性	規 範 性	実 行 力	指 導 力	礼 儀	道 義	合 計 点	小隊 序列					評価 記号

注1：氏名は、小隊名簿順とする

注2：平均点は、小数点第1までとする

第9節 「当該年度の服務が良好でない場合」に該当する者の 認定及び事務取扱い

1 認定

防衛大学校本科学習規程（平成元年度防衛大学校達第3号）第14条第1項第4号に規定する「当該学年の服務が良好でない場合」に該当する者の認定は次の一つに該当する場合に訓練補導会議において行うものとする。

- (1) 適性評定についてEと評定された者が、次に該当する場合
 - ア. 適性評定Eを第4学年にあつては1回以上、第3学年以下にあつては2回以上受けることとなるもの
 - イ. 過去において懲戒処分を受けているもの
 - ウ. 「当該学年時の服務が良好でない場合」との理由により、修業期間を延長されたことのあるもの
- (2) 懲戒処分を受けた者が、次に該当する場合
 - ア. 懲戒処分を2回以上受けることとなるもの
 - イ. 過去において適性評定Eの評定を受けているもの
 - ウ. 「当該学年時の服務が良好でない場合」との理由により、修業期間を延長されたことのあるもの
 - エ. 停学の重処分を受けた者
 - エ. 前3号に準ずる理由がある場合

2 事務取扱い

前項に関する事務取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 首席指導教官は、前項各号の一に該当する者について各適性評定期ごとに訓練部長に報告する。
- (2) 訓練部長は、前号の者について、「当該学年時の服務が良好でない場合」に該当する者と認めたときは、これを訓練補導会議に通知する。
- (3) 訓練補導会議で審議した結果、「当該学年時の服務が良好でない場合」に該当する者と認定された場合は、これを進級会議に通知する。

3 報 告

- (1) 首席指導教官が訓練部長に対して実施する「当該学生時の服務が良好でない場合」に該当する者に関する報告は、別紙様式第1-1、第1-2による。
- (2) 首席指導教官は、次に該当する場合「当該学年の服務が良好でない場合」に準ずる者として、各適性評定期ごと、通常の適性標的報告に加えて別に訓練部長に報告するものとする。
- ア. 第3学年以下において初めて適性評定Eを評定された者
- イ. 前回「当該学年時の服務が良好でない場合」に該当する者とされた者
- ウ. 前回適性評定Eを評定された者
- エ. 当該適性評定期間内に「学校長注意」以上の処分を受けた者
- なお、報告様式は以下のとおりとする。

区 分	(ア)	(イ)～(エ)
報告様式	別紙様式第1-1、第1-2	別紙様式第2

4 警 告

訓練部長は、適性評定Eを評定された者に対し、文書により警告を行う。

根拠 防衛大学校本科学習規程（防衛大学校達第3号1.4.4）

「当該学年の服務が良好でない場合」に該当する者の認定及び事務取扱いについて（防大学第877号2.10.3）

「当該学年時の服務が良好でない場合」に該当する者等の訓練部における取扱いについて（防大訓学第555号2.10.11）

「服務が良好でない者」に関する報告

報告事項	隊				班担当教官等所見		活動状況
	学年	要員	専門	教務班	氏名	入校序列 Y-G	
身上特記関連事項							部長等所見
適性評定	学年	前	期	後	期	参考事項	体力・健康状況
	1	区分	点数	区分	点数		
	2	(/)		(/)			
	3	(/)		(/)			
	4	(/)		(/)			
学科成績	学年	優	良	可	不可	参考事項	勤学生務歴 賞罰
	1				/		
	2				/		
	3				/		
	4				/		

別紙様式第 1-2
記入後：注意

<p>指 導 經 過</p>	<p>指 導 經 過</p>
<p>指 導 教 官 所 見</p>	<p>指 導 教 官 所 見</p>

第 大 隊 首 席 指 導 教 官

印

別紙様式第2
記入後：陸意
第大隊

「服務が良好でない場合」に準ずる者に関する報告

小隊	学年	要員	専門	教務班	氏名	報告事由	前回		今回		備考	
							区分	点数	区分	点数		

第10節 教務成績不良学生の取扱い

教務成績不良により教務部長警告及び注意を受けた学生については、勉学意欲を向上させ、勉学に精進できるよう、特に、次の点に留意し、各学生の状況に応じた個人指導を行うものとする。

1 校友会活動等

- (1) 校友会各部部长と連絡を密にし、要すれば、部活動を休部させるか一部制限する。
- (2) 特別外出及び欠課を伴う平日外出はこれを制限する。

2 自習時間

他の目的に使用することについては、真にやむを得ないと指導教官が認める場合のほか、これを禁止する。

根拠 防大訓学第457号 (53.12.6)

第11節 入院中の学生に対する定期試験の受験手続

1 申請

担当指導教官は、入院中の学生が受験できる状態にあることを医師に確認したうえで、当該学生の定期試験の病院受験を別紙の様式により順序を経て教務部長に申請するものとする。

2 試験監督官

試験監督官は前項申請に基づき教務部長が訓練部長と協議の上指定する。

3 試験問題の授受

試験監督官は、試験当日教務課(教務係)から試験問題を受領し、試験終了後速やかに答案を教務課(教務係)へ提出する。

4 試験場所

試験場所は病状の許すかぎり、病室以外の適宜の場所（控室、食堂等）とし、止むを得ない場合は病室内（ベッド上等）において受験させることができる。

5 試験の監督

試験監督官は、試験の実施に当たっては厳正を旨とし、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 当該試験に関する指示事項（ノート、参考書参照の可否等）を伝達し、特に指示されたものの他は身辺に置かせないこと。
- (2) 試験の開始及び終了の時刻を明確に指示するとともに試験実時間中立会すること。
- (3) 病状の急変、受験者の疲労等により試験の継続が困難となった場合においても時間の延長は認められないこと。

6 報告

試験監督官は、試験実施中の異常の有無を教務部長に報告するものとする。

根拠 入院中の本科学生に対する定期試験の実施について（教務部長決裁48. 2. 21）

別紙

教務部長	教務部長	課長補佐	教務係長

訓練部長	学生課長	首席指導教官

平成 年 月 日

教務部長殿
(教務係長気付)

申請者
官職氏名
(電話

印)

平成 年度 期定期試験の病院受験申請書

入院学 生	学年	教務班	小隊	氏名	
	病院名			入院月日 (時間)	
試験監督官	入院理由 及び 状況				
	官職	階級	氏名		
備考	(退院予定及び病院で受験しようとする科目等)				

なお、状況の変更の場合(受験できる或いはできない、退院等)は即時連絡する。

第12節 進級会議

1 会議の構成員

- (1) 学校長、副校長、幹事、教務部長、訓練部長、教務課長、訓練課長、学生課長
- (2) 教室から選出された教官（各教室2名）
- (3) 当該学年の関係教官（講師以上の教官とし、第1学年については、第1学年の担当教官を、2・3・4学年については当該学年の担当教官及び当該学年以前の学年において科目を担当した教官をいう。）
- (4) 首席指導教官、次席指導教官（大隊及び中隊担当）
- (5) 前項以外の教官（指導教官を含む）は、必要に応じ進級会議に出席し意見を述べるができる。ただし、表決権は持たない。

2 留年の恐れのある者の取扱い

成績評定、進級及び卒業等に関する達第9条第1号の規定（その学年で履修すべきものと定められている教育課程の科目のうち成績Eのものが、合計3科目または6単位以上ある者）にかかわらず、その学年における成績Eの合計が3科目以下で、かつ、8単位以下である者については当該学年で履修すべき教育課程の科目の総得点が満点（各科目の成績評定A=4点として、これにその科目の単位数を乗じて得た得点の合計）の $1/2$ 以上ある者に限り、同達第10条第2項の規定（進級会議で決定できる）に基づき進級または卒業について考慮を加えることができる。ただし、訓練課程の成績、人物評定等が良好でない者を除く。

根拠 49.1.22教授会の決議

第13節 褒賞

1 目的

学生の勉学及び服務意欲を向上させ励みを与える。

2 授与の方針

教育、訓練、学生隊服務その他各般の校内活動の各個別分野において、それぞれ優秀な成果を収めた学生及び進歩の向上の著しい学生に対し実施する。

3 定期褒賞

(1) 対象学生の制限

ア. 第3学年以降の適性評定区分が「D」以下の者は原則として対象から除外する。

イ. 停学以上の懲戒処分を受けた者は対象から除外する。

ウ. 卒業後自衛官となる意志のない者は、対象から除外する。

エ. 戒告及び訓戒を受けた者は備考欄にそのむね付記する。

(2) 学科褒賞

ア. 学科長は、教育課程のうち理工学専門、人文・社会科学専門及び防衛学の各部門においてそれぞれの履修期間を通じ学科成績優良な者のうち次に掲げる候補者を選考し順位を付して教務部長に提出する。

イ.

部 門	区分	候補者数	授与基準数
理 工 学 専 門	各区分	各教務班 2	各教務班 1
人文・社会科学専門	同 上	同 上	同 上
防 衛 学	陸 上	5	2
	海 上	3	1
	航 空	3	1

(3) 訓練褒賞

ア. 各要員訓練主任教官は、訓練課程において要員訓練の履修期間を通じ、訓練成績優良な者のうち、次に掲げる候補者を選考し、順位を付して訓練部長に提出する。

イ.	区 分	候 補 者 数	授 与 基 準 数
	陸上要員訓練	各訓練班 2	各訓練班 1
	海上要員訓練		
	航空要員訓練		

(4) 学生隊服務褒賞

ア. 首席指導教官は、学生隊服務において修業期間を通じ勤務成績が優良な者で学生隊活動の発展育成に寄与した者のうち次の一つに該当する候補者を選考し、順位を付して訓練部長に提出する。

(7) 勤務学生等として服務に優れ学生の模範と認められる者
で、3学年以降の適性評定区分「B」以上の者

(イ) 首席指導教官が特に服務優良と認める者

イ.	区 分	候 補 者 数	授 与 基 準 数
	学生隊服務	各大隊 4(計16)	各大隊 2

(5) 体力褒賞

体育学教育室室長は、次の一つに該当する候補者数を選考して順位を付して教務部長に提出する。

ア. 体力測定の成績が第2学年以降連続して総合判定1級で教育課程の体育の成績が履修期間を通じ「C」以上の者

イ. 体力測定の成績が著しく向上した者のうち、第2学年以降の体力測定の得点が180点以上で教育課程の体育の成績が履修期間を通じ「C」以上の者

(6) 学校長が学生の卒業する際に授与する。

(7) 選考要領

学 科 褒 賞 ; 学科長	} 教務部長	} 褒 賞 委 員 会
体 力 褒 賞 ; 体育学教育室室長		
訓 練 褒 賞 ; 訓練主任教官	} 訓練部褒賞	
学生隊服務褒賞 ; 首席指導教官		

(8) 訓練部褒賞選考会構成者

訓練部長、訓練課長、学生課長、訓練課長補佐、学生課長補佐、各首席指導教官

4 随時褒賞

(1) 区分及び授与基準

区 分	細区分	
校内競技 褒 賞	水 泳	団体は、大隊単位とし上位2位までとする。 個人については、競技会実施計画において定める種目別の1位の者
	持久走	団体は、大隊単位とし上位2位までとする。 チームについては、上位6位までの全員とする。
	断 郊	団体は、大隊単位とし上位2位までとする。 分隊については、上位3位までの全員とする。
	カッター とう漕	団体は、大隊単位とし上位2位までとする。 クルーについては上位3位までの全員とする
校友会活 動褒賞	各部等	5
	個 人	10

(2) 学校長が随時または年度末に授与する。

5 留学生特別褒賞

外国人留学生のうち、各分野で成績優良な者に対し、留学生特別褒賞を授与することができる。

6 部長等の行う褒賞

学校長が行う褒賞のほか、教務部長、訓練部長、教室主任、首席指導教官または学校長の指名する者は、学校長の承認を得て褒賞を行うことができる。

7 善行褒賞

(1) 規定はないが、褒賞に値すると認められた善行に対しては、学校長からそのつど授与されている。

(2) 大隊等から報告された善行内容を学生課補導係が総務課長（人

事2係気付)に通知する。

根拠 防衛大学校の褒賞に関する達(防大達第10号46.12.25)

防衛大学校褒賞内規

防衛大学校随時褒賞実施内規

第14節 防衛大学校本科学生の進路指導上における要補導学生の取扱いに関する内規

1 定義

(1) 進路指導上要補導学生

学校長が次の理由により、将来、幹部自衛官になるにあたって、不適格と認めた学生をいい、次のとおり区分する。

ア. 心身上要補導学生

心身上の問題を有しており、医学的見地から自衛官としての適格性を有していない学生

イ. 資質上要補導学生

資質(理解判断力、責任感、協調性、規律心、実行力、指導力、礼儀、道義等)上、明らかに問題があり、幹部自衛官としての適格性を有していない学生

(2) 転身承認

自衛官以外の道に進まざるを得ない場合に、引き続いての修学及び在校間から就職等のための活動を認めることをいう。

2 心身上要補導学生について

- (1) 自衛官としての適格性の回復の見込みのない者に対しては、依願退校または分限退校の措置をとる。ただし、傷病の発生原因、時期及び本人の状況等を考慮し、転身承認の措置をとることも出来るものとする。この際、転身承認後の進路及び就職については本人の希望する方向へ可能な限り進路開拓できるよう便宜を図ることが出来るものとする。

- (2) 自衛官としての適格性の回復が不確実な者に対しては、防衛大学校規則（昭和36年防衛庁訓令第81号）第20条で定める修業延長期間内までに回復しない場合の進路について、本人、両親等とよく調整し、3学年時までに傷病が発生した場合は、本人が4学年に進級するまでに、また、4学年時に傷病が発生した場合は速やかに、今後の進路について概定させるものとし、状況に応じ前項ただし書きの規定を準用できるものとする。また、あくまでも任官を希望する場合は、本人の状況等を考慮し、次の措置をとることが出来るものとする。

防衛大学校規則第20条で定める修業延長期間内に限り、卒業を延長して休養を命じ、回復後、次期学生とともに修学、卒業させ、任官させる措置をとる。ただし、回復を待たずとも、各自衛隊の受け入れが可能な場合は、卒業させる。

3 資質上要補導学生について

幹部自衛官となるにあたって、資質上の問題を有する学生に対しては、継続指導を実施し、資質の付与に最大限努力していくものとするが、将来幹部自衛官として必要とされる資質が著しく欠如しており、改善される見込みもなく、やむを得ないと判断される場合は、時期をよく勘案の上、他の進路に向かわせる方向で指導する。

4 転身承認に関する審議等

大隊からの転身承認についての上申に基づき、まず、訓練部内でその要否について審議した後、訓練補導会議において審議し、認定する。

第15節 親族死亡の特別休暇

- 1 学生には、2親等内の血族（直系卑属を除く）、または3親等の傍系尊属の死亡の場合、下表に定める範囲内において学校長がそのつど必要と認める日数の特別休暇を与える。

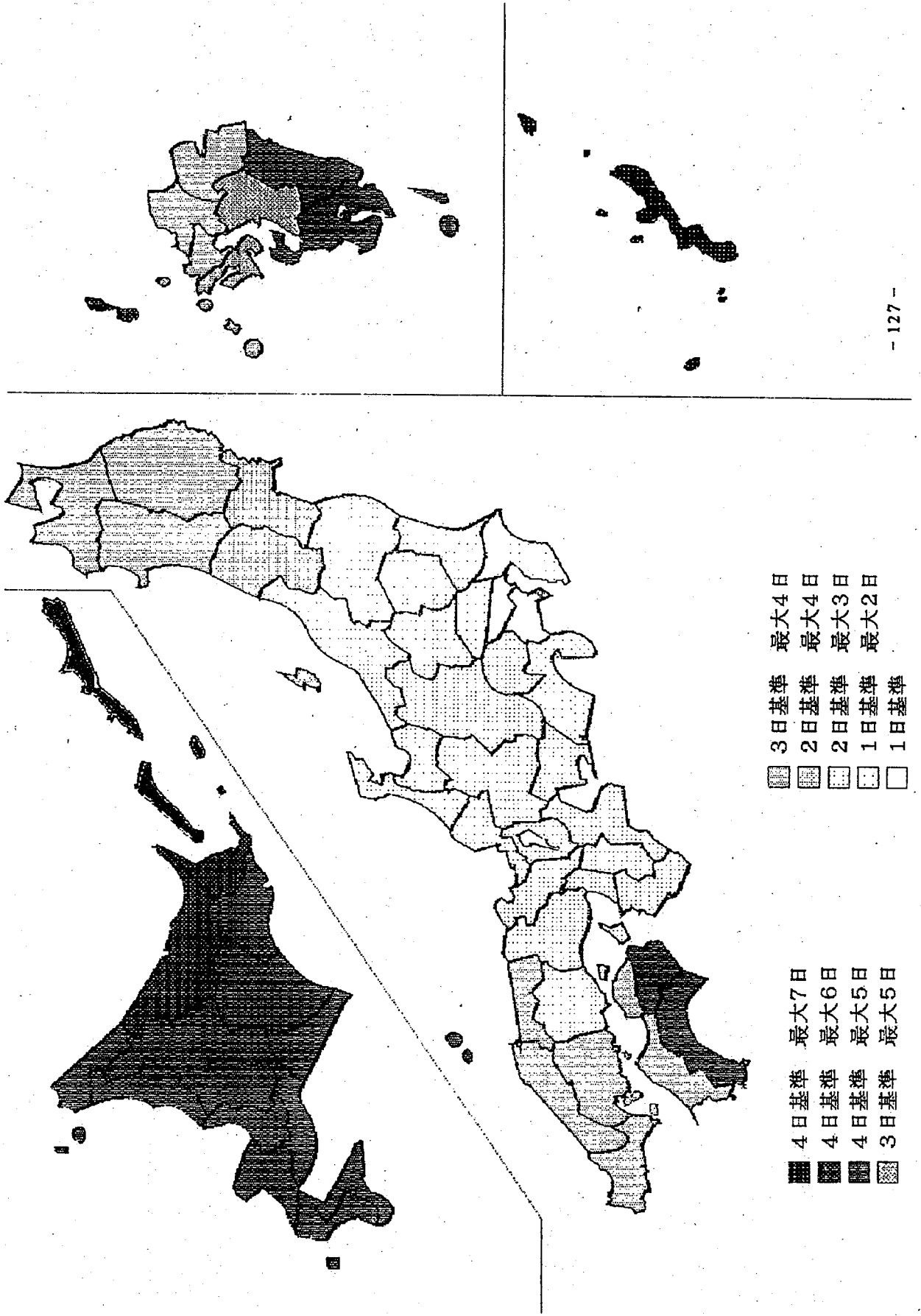
死 亡 者		日 数
血 族	1親等の直系尊属（父母）	7日
	2親等の直系尊属（祖父母）	3日
	2親等の傍系血族（兄弟姉妹）	3日
	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日
備 考		
1. 民法第888条の規定による相続人であつて、祭具等の継承を受けたものについては、その者の2親等の直系尊属は、1親等の直系尊属とみなす。		
2. 葬祭のため遠隔の地におもむく必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算する。		

根拠：防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令（防衛庁訓令第2号 48.11.27）

2 往復日数加算基準

基準日数は別紙のとおりである。ただし、本基準日数は行き先地域への移動に際し必要と見積られる所要時間を日数計算した上で概ねの基準であるため、基準日数は無条件に許可されるものではない。特に、離島については海上交通機関等を考慮し、検討する必要がある。

親族死亡の特別休暇復日数加算基準表（防大総第36号、32.2.22）（一部修正）別紙



第16節 特別休暇（学校長が特に認めた場合）

1 防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令（防衛庁訓令第2号 30.1.12）第6条第1項第7号に規定する「その他学校長が特に必要と認める場合」とは、次の事項に該当し、やむを得ないと認められる場合である。

- (1) 兄弟姉妹の結婚式で父母の要請がある時
- (2) 父母、兄弟姉妹の生命の安否に拘わる手術の立会及び祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母の危篤等の場合で父母等の要請がある時
- (3) 学生の進退について父母と相談する必要がある時

根拠 学生の特別休暇の取扱いについて（防大訓学第97号 53.3.15）

- 2 前項「やむを得ないと認める場合」について下記により指導する。
- (1) 特別休暇の期間は、その対象となる者との親近度及び利用交通機関等を勘案し、必要最小限に止め、要すれば本人の成績等を考慮して指導するものとする。
 - (2) 慶事の場合は、欠課10時間以内を原則とする。

根拠 学生の特別休暇の指導について（防大訓学第78号 52.11.25）

第17節 海外渡航の取扱い

1 学生の海外渡航における指導

学生が春、夏及び冬季休暇を利用して行う海外渡航は、学生の自己啓発のため有意義であるが、計画にあたっては下記の事項を遵守するよう指導する。

- (1) 旅行先国の選定にあたっては、事前に学生課長の指導を受けるものとする。
- (2) 原則として、2人以上のグループで行動する。
特に、初回の場合は、信頼できる旅行会社を利用する等、不測の事故防止に努める。
- (3) 外国の公的機関の訪問を計画する場合は、渡航の3ヶ月前までに学生課長に申し出てその指示を受ける。
- (4) 計画作成にあたっては、緊急事態発生時に備え、在外公館等の連絡先を予め確認するものとする。
- (5) 経費計画を明らかにする。

根拠 学生の海外渡航における指導について(防大訓学第207号 10.3.31)

注：ア項に関する学生課長指導事項

外務省「海外安全ホームページ」(<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>)に示されている国、地域別情報において、注意喚起されている国または地域への渡航は原則として許可されない。

2 海外渡航手続

(1) 海外渡航申請

海外渡航する場合は当該休暇開始30日前までに学校長の承認を受けなければならない。申請は学生課で一括して行い、学校長決裁の後、海外渡航承認書を配布する。各大隊は次に示す書類等を別に示す期日までに提出する。

ア. 海外渡航承認申請書（行動資金計画を含む。）

別紙第1、第2の様式に所定事項を記入して、各指導教官が確認、押印後提出する。

イ. 海外渡航申請者名簿等

別に示す様式により各大隊ごと名簿を作成し、海外渡航承認申請書と併せて提出する。

ウ. 父母の同意書

外務省海外安全ホームページの国、地域別情報において、注意喚起されている国また地域への渡航、学生必携による「危険が伴うと予想される活動」及び単独渡航を予定している学生については、申請に際して父母の同意書を提出させ各大隊で保管する。

(2) 旅券申請及び受領

ア. 申請及び受領先（申請から受領まで1週間程度）

(ア) 神奈川県パスポートセンター（申請、受領）

(イ) 神奈川県横須賀合同庁舎（申請のみ可）

イ. 申請時必要書類等

(ア) 一般旅券発給申請書×1（5年と10年の2種類有り。）

(イ) 戸籍謄本または抄本×1（発行日から6ヶ月以内）

(ウ) 住民票×1（発行日から6ヶ月以内）

(エ) 写真（4.5cm×3.5cm）×1（6ヶ月以内に撮影したもの。）

(オ) 官製ハガキ×1（住民票の住所、氏名を宛先に記入）

(カ) 身元確認書類（旅券（失効後6ヶ月以内）、運転免許証、身分証明書等）

(キ) 前回取得した旅券（有効な旅券を保有している場合、提出しなければならない。）

(ク) 印鑑（認印でも可）

ウ. 未成年者（申請日現在）の申請

(ア) 5年旅券のみ

(イ) 申請書裏面「法定代理人署名欄」に父母または後見人の署名が必要。

(ウ) 親権者が遠隔地に在住の場合、署名のある「同意書」を提

出す。

エ. 受領時必要資料等 (受領は本人のみ可)

(7) 引換証及びパスポートセンターから郵送されるハガキ

(4) 手数料 (10年旅券: 15,000円、5年旅券: 10,000円)

(3) 査証 (ビザ) 申請

渡航先によっては査証が必要であり、一般に旅行業者が取得手続を代行してくれる。(細部は業者に確認すること。)

3 その他

(1) 衛生講話

毎年度1回、海外渡航に関する衛生講話を実施する。1学年及び海外渡航予定者は全員参加するよう指導すること。

(2) 国際運転免許証の取得は原則として許可されない。

(3) 海外渡航申請書及び行動資金計画書を自分で作成する場合は、様式を変えないこと。(学生の服務等に関する達第67条)

学校長	副校長	幹事	総務部長	訓練部長	学生課長	学生課
合議			総務課長	首席指導教官	次席指導教官 (次席担当)	担当指導教官
				(首席)	(次席大務)	(次席中務) (小務指導官)

海外渡航承認申請書

防衛大学校長 殿

学生が申請する日付を記入させる。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
(ふりがな) ほろ たい たろ
第〇〇〇小隊 〇 学年 氏 名 防 大 太 郎 印

下記のとおり海外渡航したいので、承認されたく申請する。

記

- 1 渡航先 (經由する国をすべて記入)
韓国、中華人民共和国等正式な国名を記入させる
- 2 目的
観光、帰省、帰国等と記入させる
- 3 期間
平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで
実際の旅行期間を記入させる。
- 4 招へい者
氏名及び本人との関係を記入させる。
いない場合は、なしと記入させる。
- 5 旅費負担者
自己負担が原則である。
やむを得ず本人以外の者が負担する場合、
負担者の住所、氏名及び本人との関係を記入させる。
- 6 同行者
氏名及び本人との関係を記入させる。
やむを得ず単独行動する場合は、なしと記入させる。

海外渡航承認(不承認)書

防衛大学校 第〇〇〇小隊 第〇学年

氏 名 防 大 太 郎

平成〇〇年〇〇月〇〇日で申請のあった海外渡航に
学生が申請する日付を記入させる。

ついては「
下記のとおり承認する。
承認しない。」

この欄には記入させない。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

承認権者 官 職 防衛大学校長
氏 名 西 原 正 印

記

- 1 渡航先 左と同じ内容を記入させる。
- 2 目的 左と同じ内容を記入させる。
- 3 期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
左と同じ内容を記入させる。
(〇〇日間) 旅行期間を記入させる。

渡航先の国名記入例

〔ア ジ ア〕

韓国、香港、マカオ、フィリピン、タイ、インドネシア、マレーシア、
インド、パキスタン、シンガポール

〔大 洋 州〕

オーストラリア、ニュージーランド

〔米 州〕

アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、パナマ

〔ヨーロッパ〕

連合王国（イギリス）、ドイツ連邦共和国、フランス、イタリア、ス
イス、オーストリア、ベルギー、スウェーデン、デンマーク、
フィンランド、アイルランド、スペイン、ポルトガル、ギリシャ

その他の国名については、なるべく正式国名で記入すること。

第18節 要員選考

1 方針

- (1) 要員の配分決定は、学生の志望を優先考慮して行うことを原則とする。
- (2) 選考にあたっては、努めて陸上、海上及び航空自衛官要員の能力の平均化を図る。

2 配分数

防衛大学校規則第9条第1項に定められた陸上、海上及び航空自衛官要員の配分基準に基づく配分数は、理工学及び人文・社会科学の専攻別に操縦適性の有無を区分し、毎年度、別に示す。

3 操縦適性検査

- (1) 操縦適性の有無を判定するため、航空心理適性検査及び航空身体検査を実施する。
- (2) 航空心理適性検査は、自衛官の心理適性検査に関する訓令（昭和51年 防衛庁訓令第37号）第5条に規定する操縦士の航空従事者技能証明を得ようとする者に実施する検査に準じた検査とする。
- (3) 航空身体検査は、航空身体検査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第1号）第5条に規定する検査甲に準じた検査とする。

4 細部要領

要員選考に関し必要な要領及び手順等の細部は、訓練部長の定めるところによる。

根拠 本科学士の要員配分について（防大学第674号 55.10.29）

第19節 学生隊編成作業

年度末新2学年については、要員選考が決定されるが、これに伴い新編成資料として新2学年編成用一覧表を作成し、各大隊は新所属決定作業等に利用する。

1 学生隊編成作業要領

- (1) 新2学年編成用一覧表は学生課からフロッピーディスク等により配布する。
- (2) 配布された新2学年編成用一覧表から各大隊は新所属小隊を決定する。
- (3) 新所属小隊決定後、学生管理システムにおいて「新教務班、新訓練班及び新小隊」を入力する。

2 新教務班、新訓練班及び新小隊入力要領

- (1) 学生管理システムのメイン画面において処理年度を次年度に設定する。 例：本年度が、2003年度の場合、「2004」を入力。
 - (2) 学生管理業務メニューから「学生進級処理」を選択する。
 - (3) 補助メニューから「新教務班・新訓練班・新小隊一覧入力」を選択する。
 - (4) 「小隊一覧入力」画面が表示されるので、「新年度情報より学生検索」を選択する。
 - (5) 年度が、「次年度」を表示されているかを確認する。
 - (6) 隊： 及び 学年： を入力する。
例：隊： = 1 大隊
隊： = 1 1 中隊
隊： = 1 1 1 小隊
学年： = 2 学年
 - (7) 学生名が表示されたら当該学生の新教務班欄、新訓練班欄及び新小隊欄に「新教務班、新訓練班、新小隊」を入力する。
- 3 新2学年編成用一覧表は新年度の学生の編成、新学年名簿作成等に利用し、データは各大隊で保管する。

第20節 訓練科目「共通補導」の教授計画作成及び実施報告

1 教授計画の作成

- (1) 作成の担当については、年度初頭に訓練部長から指定される。
教授計画作成担当責任者は、原則として各次席指導教官（中隊担当）が任を務め、訓練科目表に基づき教授計画を作成し、順序を経て学生課長の指導を受ける。
- (2) 作成担当責任者は決裁が終了した教授計画を関係訓練教官に配布する。なお、教授計画の原義は学生課補導係が保管する。

2 記録及び成果報告

- (1) 記録簿の様式は、別紙第1を基準とし、議事録とともに担当教官が保管し、補導の参考とする。
- (2) 教授計画作成担当者は、各担当教官から実施成果報告を受け、学生課長（補導係長気付）に実施成果報告を終了後速やかに提出する。報告は別紙第2の様式による。

根拠 防衛大学校訓練実施細則について（防大訓訓第173号 55.5.8）

補導記録簿 (共通・要員)

項 目					
実 施 日	平成	年	月	日 (曜)	場 所
学 年 員	1	2	3	4	中 隊 班
	A	N	F		

教 官		
議 長		
書 記		
テ ー マ	発 言 者	意 見 要 旨

別紙第2

主任教官	主任教官補佐

訓練実施所見（訓練／共通補導）

提出年月日
作成担当教官氏名

印

学年	科目番号	題 目	実 施 日 時
所 見		実行上特に効果的であり、じ後、継続実施が望ましい事項	
		科目表に反映すべき改善意見	
		教育法上改善すべき事項	
		教材等で改善すべき事項	

(注)「実行上特に効果的事項」には、教育法上及び教材・図書等に関する事項を含めること。

第21節 新年度編成関係及び新入生関係書類一覧表

種別	書類等名	記入要領	提出期限	備考
在校生関係	学生名簿	新所属大隊で学生台帳メンテナンスに入力	3月22日頃	
	学生隊編成名簿	新所属大隊で学生台帳メンテナンスに入力		
新入生関係	小隊編成名簿	新所属大隊で学生台帳メンテナンスに入力 (留学生、留年生を忘れずに)	4月4日頃	
	自衛官出身者調査表	経歴は詳しく、隊員別(一般・生徒・航空学生)を確実に学生台帳メンテナンスに入力		
	防衛庁職員の子弟調査	所属大隊で学生台帳メンテナンスに入力		
	防大出身者の子弟調査表	所属大隊で学生台帳メンテナンスに入力		
	宣誓書	各人に記入、押印させる。日付は着校日を算用数字で記入		
	身上記録	学生証番号には固有番号を記入	4月10日頃	1部提出
アンケート同集計表	各人に記入させ指導の参考に、集計表のみ大隊ごと			
県人会名簿	各人に出身県(本人の入会希望の県)を確認し、所属大隊で学生台帳メンテナンスに入力			
	指導記録及び同保管袋	入校式以後使用のこと。		
	貴重品登録用紙	登録後、中隊ごと保管		
	戸籍謄本	各人から集め指導記録、身上記録等と照合後、指導記録保管袋に保管		
	卒業証明書成績証明書	各人から集め確認後、指導記録保管袋に保管		

*用紙の配布、提出期日等については、その都度学生課から示される。